HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	占守島・1945年8月
Author(s)	井澗, 裕
Citation	境界研究, 2, 31-64
Issue Date	2011-11-25
DOI	https://doi.org/10.14943/jbr.2.31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61268
Type	departmental bulletin paper
File Information	02Itani.pdf, 本文

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

占守島・1945年8月

井澗　裕

はじめに

占守島(Shumushu)は千島列島（クリル諸島）の最北端にある。周囲20キロメートルほどの小さな島である。カムチャツカ半島南端のロパトカ岬(Lopatka)まではわずか12キロメートルほどの距離しかない。1875年のペテルブルク条約（樺太千島交換条約）以降、70年もの間、この海峡が日本とロシア（ソ連）との国境であり、これは最も長く維持された両国間の国境であった。

とはいうものの、この地域はむしろ軍事的緊張とは無縁というべき地域であった。日ソ・日ロの接点は経済的なものであり、カムチャツカ半島西岸・占守島・幌筵島(Paramushir)の周辺はいわゆる北洋漁業の中心海域であった。日本の漁船団は1945年8月までその活動を継続していた(1)（確かに、日露戦争以前の占守島には郡司成忠退役海軍大尉を長とする報效義会が存在していた。これは北千島の防衛と開拓のための私的組織であった。だが、これをまとまった軍事力とは言いがたい。この報效義会は日露戦争時（1904年）にカムチャツカへ進攻し、交戦後に捕虜となっているが、これが70年間で唯一の軍事衝突である）(2)。

しかし、1945年8月18日未明、この島にソ連軍が強襲上陸を敢行し、日本軍の守備隊がこれに応戦、短期間ながらも激しい戦闘の舞台となった。23日まで続いた対峙状態は、日本軍が停戦と武装解除に応じる形で幕を閉じた。この戦闘における犠牲者は少なくとも1,500名以上にのぼった。さらに、残余の日本軍将兵はシベリアに抑留され、強制労働によりさらなる犠牲を余儀なくされた。

この占守島の戦闘については、これが1945年8月の日ソ戦の最終局面の一つであるため、幾多の文献がこれに言及している。しかしながら（古今を問わず戦史に関してはしばしば認められることであるが）当事者たる日ロ双方の見解は大きく異なっている。

(1) 防衛庁防衛研究所戦史室編「北千島の対ソ戦」『北東方面陸軍作戦＜2＞：千島・樺太・北海道の防衛』（戦史叢書44)、朝雲新聞社、1971年、546-547頁。

(2) 郡司成忠と報效義会については、すでに多くの著作が存在する。郡司成忠『千島國占守島探檢誌』私家版、1894年；［故郡司成忠遺族］『報效義会ニ関スル答申書』私家版、1924年；豊田譲『北洋の開拓者：郡司成忠大尉の挑戦』講談社、1994年などを参照のこと。

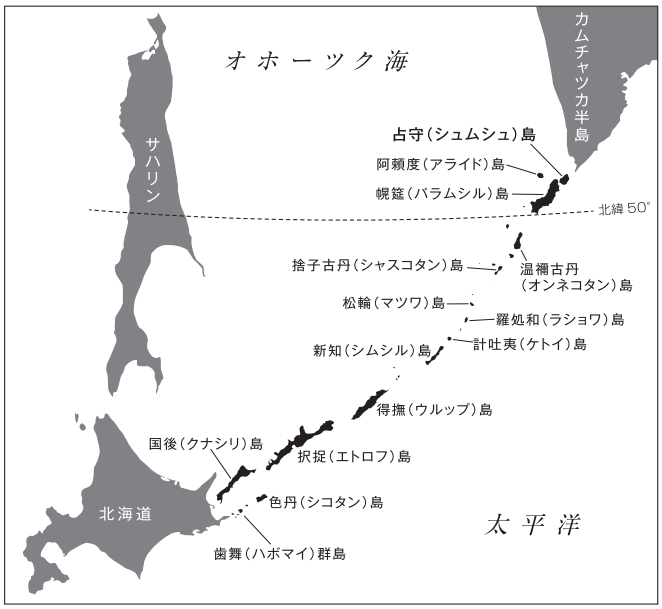


図1　千島列島概略図

まず日本では、以下のような見解で論じられる。「日本が敗戦して三日目に起きたこの防衛戦は、ソ連軍を完膚なきまでに叩き、千島列島の最北端の島を死守した」(3)。「千島、樺太で戦った方々が、その戦闘によってスターリンに北海道占領を断念させ、かつその上に、日本国民全体に代わって幾多の犠牲者を出し更にシベリア抑留という代償（満州方面の方々も含む）を支払ったということになる」(4)。「ソ連側はいずれ千島から南下して、北海道に上陸し、日本を分割統治する野望をもっていたと思われる。そんなソ連の思惑を打ちくだいたのが、占守島における日本軍の果敢な抵抗であったとする歴史家もいる」(5)。

一方、ロシア・ソビエトにおける論調は以下のようなものである。「占守を失った日本人は反撃する可能性を失った。昔からのロシアの領土であるクリル諸島と南サハリンは祖国に戻ってきた」(6)。「ソビエト連邦の戦争への加入と関東軍の敗北が、長く続いた無意味な殺戮を終焉へと導いた。無数の侵略戦争の中でつくりあげられた日本の植民地帝国は崩壊した。そして戦後、ソビエト連邦は1904～05年の日露戦争の敗北の結果として喪失したものを取り戻した。それは太平洋での日本の侵略拠点、すなわち南サハリンとクリル諸島である」(7)。

(3) 大野芳『8月17日、ソ連軍上陸す：最果ての要衝・占守島攻防記』新潮文庫、2007年、10頁。
(4) 中山隆志「北千島の防衛」池田誠編『北千島占守島の五十年』国書刊行会、1997年、214頁。
(5) 長島厚「千島最北端、占守島の停戦軍使」『歴史と旅』27巻12号、2000年、177頁。
(6) Курильские Десант // Красная звезда, 18. 08. 1985.
(7) *Высоков М. С. и др*. История Сахалина и Курильских островов. Южно-Сахалинск, 2008. С. 453. 念のために補足すれば、エトロフ以北のクリル諸島は日露戦争ではなく、1875年の条約で国境が変更されている。

上記はあくまでも一例である。しかしながら、多くの文献が「公式な戦史」に依拠したものであり、この戦いを主たる対象として、一次史料に基づいて考察を加えた学術的論考は少ないことも事実である。

では、日本語とロシア語における公式な戦史にはいかなるものがあるか。ソ連時代の代表的な戦史にはバグロフ(Viktor Nikolaevich Bagrov)[8]や、アクシンスキー(Vasilii Semenovich Akshinskii)[9]の著作がある。バグロフは極東艦隊司令部の艦隊副官として戦闘に参加し、軍事史を専攻する学究でもあった[10]。彼は作戦行動の中枢にあった人物の一人であり、その後も機密文書を利用できる立場にあったため、その著作は最も信頼に値する著作であると見なされていた。先述したソ連側史観の代表的著作であるといえる。これには未公刊だが近松義弘による抄訳がある[11]。また、ソ連時代にカムチャツカ州で発行されていた新聞各紙には、参加将兵の手記などの記事がしばしば掲載されていた。

また、比較的近年の研究成果として、スラヴィンスキー(Boris Nikolaevich Slavinskii)[12]やヴィシュネフスキー(Nikolai Vasil'evich Vishnevskii)[13]の著作があげられる。前者は幾つかの機密文書を中心として、サハリン・クリル方面におけるソ連軍の作戦行動について詳細に言及し、「軍国主義日本からの解放」をうたうバグロフらの「ソ連的歴史観」からは大きく脱却している。しかしながら、戦闘経過の過半はバグロフを踏襲したもので、日本語の史料もふまえていない。後者も自国の戦術的戦略的な誤謬について批判的な論調でまとめた「文芸的研究書」であるが、同様に日本側史料をふまえたものではない。

一方、日本側は参加将兵が戦闘後にシベリア方面に抑留されたため、戦闘経過に関する報告書が存在しない。ゆえに、戦史編纂に際しては抑留解放後に作成された報告書・文書群を基本史料とせざるをえなかった。日本側の公式戦史といえるのが、防衛庁戦史研究所が編纂した戦史叢書第44巻中の「北千島の対ソ戦」である(以下「戦史叢書」)[14]。

このほかにも北千島慰霊の会が刊行した『会誌』にも、彼らの証言に基づいて作成された戦闘記録が載せられている[15]。さらに、占守の戦闘に関連した各種文献を編纂した池田誠[16]や示村貞夫[17]にも、千島方面の軍備と戦闘に関する叙述がある。

(8) *Багров В. Н.* Южно-сахалинская и Курильская операции (август 1945 г.). М., 1959.
(9) *Акшинский В. С.* Курильский десант. Петропавровск-Камчатский, 1984.
(10) *Вишневский Н. В.* Сахалин и Курильские острова в годы второй мировой войны. Южно-Сахалинск, 2000. С. 16.
(11) 近松義弘訳「樺太千島作戦に関するソ連軍公刊戦史の記述の概要」(防衛省防衛研究所戦史室所蔵)。
(12) *Славинский Б. Н.* Советская оккупация Курильских островов, август - сентябрь 1945 года: документальное исследование. М., 1988. 邦訳は、スラヴィンスキー、加藤幸廣訳『千島占領:一九四五年夏』共同通信社、1993年。なお、同著者の邦訳書として『日ソ戦争への道:ノモンハンから千島占領まで』共同通信社、1999年もある。
(13) *Вишневский Н. В.* Смерть в четырех шагах. Южно-Сахалинск, 1998.
(14)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、538-586頁。
(15) 北千島慰霊の会編『会誌　戦闘小史(二)』私家版、1975年、1-18頁。
(16) 池田誠編『北千島占守島の五十年』国書刊行会、1997年。
(17) 示村貞夫『旭川第七師団』総北海出版部、1984年、99頁、367-371頁。

軍事史学の見地から日本語による学術論文でこの戦闘を論じたものとして、中山隆志の著作は特筆すべきである[18]。これは「今日なお未解決の北方領土問題を残す北東方面(樺太、千島および北海道)に注目しつつ、日米開戦頃から日本の正式降伏文書調印までの期間におけるソ連の参戦条件の推移あるいは確保について、軍事作戦との関係を中心にその経緯を検討し、軍事作戦がそれらに及ぼした影響について考察」[19]したものである。比較的近年の著作である大野芳のドキュメンタリーは、多数の日本側将兵による証言に基づき、戦闘の推移を克明に追っている[20]。

1945年の日ソ戦に言及した近年の論考をいくつかあげると、中山の他には、白木沢旭彦[21]、広瀬健夫[22]、早坂隆史[23]の論考がある。白木沢論文は「終戦記念日の神話化プロセス」をめぐる諸説の中で「まさに八月一五日以降に千島での戦闘が本格化した北方戦線の報道を『北海道新聞』を中心に分析した」[24]ものである。白木沢は「この日が終戦ではないことは、北方戦線の状況をみれば明らかである」中で、同紙の言説が「いくつかのゆれを経て八月一五日に定まっていった」[25]プロセスを論じている。広瀬は、カムチャツカに長年居住した経験があり、他の日本語文献とは相対的に異なる視点を提供しているのが興味深い。早坂の著作は第5方面軍司令官樋口季一郎の伝記であり、第5方面軍がこの戦闘に大きく関与していたことを示唆している点が非常に興味深い。このほかに文学作品の領域においても占守島が論じられており、赤間武史[26]、池上司[27]、浅田次郎[28]などがこの戦いを題材とした小説を上梓している。とはいえ、これらも前述の見解を大きく逸脱するものではない。

いずれにせよ、公式的戦史の妥当性に根本から再検討を加えようとする試みは、ほとんどなされてこなかった。とはいえ、ソ連軍の千島列島への攻撃は日ロ間の領土問題のきっかけを作った事件である。ゆえに、この戦闘を見つめなおすことは、問題解決のために不可欠な作業であろう。ファナティックな、あるいは過剰なナショナリズムに基づく歴史観

(18) 中山隆志『一九四五年夏：最後の日ソ戦』国書刊行会、1995年；同「樺太千島の防衛戦とソ連の北海道占領計画」『軍事史学』121-122号、1995年、140-155頁；同「北千島の防衛」池田誠編『北千島占守島の五十年』国書刊行会、1997年、198-214頁；同『一九四五年夏：最後の日ソ戦』中公文庫、2001年、183-237頁。
(19) 中山隆志「樺太千島の防衛戦とソ連の北海道占領計画」(前注18参照)、140-141頁。
(20) 大野芳『8月17日、ソ連軍上陸す』(前注3参照)。
(21) 白木沢旭彦「『八・一五』でも終わらなかった北海道の戦争」佐藤卓己・孫安石編『東アジアの終戦記念日：敗北と勝利のあいだ』ちくま新書、2007年、65-84頁。
(22) 広瀬健夫『住んでみたカムチャツカ』(ユーラシアブックレット)東洋書店、2010年。
(23) 早坂隆『指揮官の決断：満州とアッツの将軍　樋口季一郎』文春新書、2010年、215-235頁。
(24) 佐藤卓己「まえがき：『八・一五終戦』神話に向き合うこと」佐藤・孫編『東アジアの終戦記念日』(前注21参照)、10頁。
(25) 白木沢旭彦「『八・一五』でも終わらなかった北海道の戦争」佐藤・孫編『東アジアの終戦記念日』(前注21参照)、83頁。
(26) 赤間武史『占守島手記』日本新人作家協会、1971年。
(27) 池上司『八月十五日の開戦』角川書店、2000年。
(28) 浅田次郎『終わらざる夏(上・下)』集英社、2010年。

は、膠着した外交交渉を打開する材料とはなりえない。むしろ、両者の戦史記述や史料を誠実に再検討し、相互理解の糸口として、彼我双方に対する理性的批判を構築する必要があろう。本稿はこうした作業の礎石たることを目的としている。

このような視座において日本側の公式戦史たる「戦史叢書」を見直すと、以下の問題点が浮かび上がってくる。第一に、自衛戦闘の妥当性である。8月18日の戦闘開始時点において、日本軍は「已むを得ざる自衛戦闘」のみを認められた状態にあった。しかしながら、日本側の死者234名・負傷者144名・不明者239名、ソ連側の死者514名・負傷者716名・不明者325名[29]という数字が示すように、自軍に倍する多大な損害を与えたこの戦闘を、はたして自衛戦闘と称することができるのか。「戦史叢書」は(おそらくは故意に)この点を曖昧に記述している。第二に、停戦交渉の不明瞭さである。19日からはじまった停戦交渉がいかなる形で収拾されたのか。そもそもいつ終結したのか。なぜ時間がかかったのか。「戦史叢書」は19日以降の停戦交渉をほとんど論じておらず、結果を「師団の企図する方向に交渉がまとめられた」とするだけであり、そもそも第91師団が何を企図していたのかさえ論じていない。

そのため、本稿は、① 戦闘開始にいたるまでの経緯と、② 合意にいたるまでの停戦交渉プロセスの2点に重点を置きながら論を進めていく。前者に関する基本史料として、ソ連側の作戦指揮を担当したカムチャツカ防衛区軍(ВКОР: Войск Камчатского оборонительного района)が作成した報告書「カムチャツカ防衛区軍による1945年8月15-31日のクリル諸島北部における戦闘行動日誌」[30]を利用した(以下「戦闘行動日誌」と略記)。これは戦役終了直後に作成された機密文書である。後者については、防衛省防衛研究所に所蔵されている『聯合国トノ折衝關係資料』を最も有力な基本史料とした。これは大本営が戦役を収拾する過程において発信受信した電文や参照文書などをまとめた書類綴である。

なお、日本側とソ連側の記録には時差が存在する(ソ連側が2時間早い)が、本稿では特に断りのない限り、日本時間を使用する。

1. 北千島要塞と第91師団(日本の軍備状況)

それにしても、日ソ国境で最も軍事力が希薄であった北千島に、なぜ要塞が建設されたのであろうか。実はアラスカからアリューシャン列島を経て千島から北海道へ至る北方航路は、アメリカと日本本土をつなぐ最短ルートであった[31]。ゆえにこの方面は、ソ連とア

(29) 人的損害に関しては諸説あるが、ここでは戦闘直後に作成されたソ連側の戦闘行動日誌に拠った。

(30) Войск Камчатского оборонительного района (ВКОР). Журнал боевых действий войск камчатского оборонительного района по овладению островами северной части Курильской гряды в период 15-31. 8. 1945г. (諸事情に鑑み、提供者は匿名とさせていただく).

(31) 詳細については「北千島の対ソ戦」(前注1参照)を参照のこと。しかしながら、気候的な問題から作戦時期が5～6月と8～9月に限られるため、大部隊による長期の作戦は困難であるとの見解が大勢を占めてもいた。

メリカの双方を視野に納めなくてはならない厄介な地域だった。かかる事情から、対米戦が現実のものとなりつつあった1940年11月、日本軍は北千島要塞の建設に着手し、本格的な軍備を整え始めたのである。一方で1940年以降、この千島列島の部隊を統括していたのは、北海道・札幌に司令部を置く第5方面軍であった。同司令部は樺太や北海道の諸部隊を指揮下におさめ、ソ連軍を主たる仮想敵と想定していた(32)。

1941年12月の真珠湾攻撃を機として、いよいよ対米戦が始まった。その後42年4月に東京に初空襲(ドゥリットル空襲)(33)を受けると、これ以上の空襲を許さないために、飛行場が設定可能な島々を防衛するという基本的な戦略方針が必要となった。すなわち、「本土攻撃のための基地として」千島が利用されることを防ぐため、また長大な千島列島も「本土」であり、「寸土と言えども占領させない」(34)と考えたのである。

さらに、1943年5月にはアリューシャン列島のアッツ島守備隊が玉砕し、キスカ島守備隊も撤退して、同地域における日本の軍事力は消滅した。そのため、北方における最前線は占守島となり、その戦力は大幅に増強された。占守・幌筵両島における兵力は最大で45,000名を数えた(35)。だが、戦局の悪化にともなってその兵力は徐々に他方面へと抽出されていき、1944年7月には海軍の第5艦隊も南方へ転用された。

かくして1945年8月時点における北千島の日本軍守備隊は、第91師団を基幹部隊とした約23,000名の将兵を有し、占守島には第73旅団と第11戦車連隊を軸として約8,500名が配備されていた(36)。これら北千島の部隊は1943年以降、アリューシャン方面からの空襲や米軍艦隊によるロケット砲攻撃を断続的に受けていた。こうした事情からみても、北千島兵団の最終的な防衛方針は明らかに対米防衛戦であり、「北千島はなるべく長く妨害する」(37)と持久抵抗(時間稼ぎの持久戦)を行うことが戦略的な前提となっていた。ゆえに上陸が想定される地域には水際で進入を防ぐ陣地群が構築され、島内の各所に塹壕が掘られた。

1945年8月9日にソ連が日本へ宣戦布告すると、札幌の第5方面軍司令部は「対蘇作戦発動ニ方リ麾下全将兵ニ与フル訓辞」を発した。「宿敵蘇軍遂ニ我ニ向ツテ立ツ…」で始まる

(32) それゆえ、建設当初の北千島要塞も「対ソという面を主に考えた」ものであったという回想も存在する(「第五方面軍作戦参謀 新井健の口述記録」『北方軍第五方面軍関係聴取綴』)。 また、1941年6月の独ソ戦をきっかけとして、対ソ戦準備の大規模な秘密動員もなされていた。この動き、いわゆる関東軍特別演習(関特演)に呼応して、海軍はカムチャツカ攻略戦を前提として第5艦隊を同年7月25日に編成した。これは「旗艦中心の艦隊」で、旗艦多摩を含めて軽巡2、特設水上機母艦1、水雷艇2からなっていた(「中澤佑の口述記録」『北東方面海軍作戦収集史料綴(回想・日記写等)』(防衛省防衛研究所所蔵))。だが、当時の日本軍が本腰を入れてカムチャツカ方面の攻略を考えていたとは、現実的に考えにくい。

(33) 1942年4月18日におこなわれた東京初空襲のこと。爆撃隊指揮官の名を取ってこう呼ばれる。損害は死者50名・損害家屋262棟と比較的軽微であったものの、宮城(皇居)のある東京を直撃されたために陸海軍の指導部が受けた衝撃は大きく、その後の作戦指導に深刻な影響を与えた。

(34)「渡辺行夫の口述記録」『北方軍第五方面軍関係聴取綴』(防衛省防衛研究所所蔵)。

(35) 堤不夾貴「北千島方面兵団の終戦」(防衛省防衛研究所所蔵)。

(36)「山田公平の口述記録」『千島地上作戦聴取資料 十分冊の一』(防衛省防衛研究所所蔵)。

(37)「田熊利三郎の口述記録」『北方軍第五方面軍関係聴取綴』(前注34参照)。

この訓辞には「固ヨリ豫期スル所ナリト雖モ正ニ未曾有ノ大事ト謂フベシ」「他ノ支援ヲ思ハズ飽ク迄自己ノ全力ヲ傾倒シテ最大ノ戦力ヲ発揮シ断固仇敵ヲ殲滅シ以テ宸襟ヲ安ンジ奉ランコトヲ期スベシ」[38] とある。

このとき、満州・樺太・千島という日ソの対峙線のうち、兵力の点でソ連側を凌駕していたのは千島だけであった。宣戦布告後、時を置かずして樺太や満洲ではソ連軍の本格的な侵攻作戦が始まっていたが、カムチャツカのソ連軍は全く動きも見せなかった。

2. ソ連側の攻撃計画

ソ連側のカムチャツカ防衛区所属部隊は、1945 年 5 月のドイツ降伏後も目立った変化を見せていなかった。カムチャツカの沿岸防衛部隊の内訳は「第 101 狙撃師団、第 198 狙撃連隊、第 5 第 7 狙撃大隊、増援部隊」であり、ペトロパブロフスク (Petropablovsk-Kamchatsky) 海軍基地における戦力も「警備艦 2 隻、機雷敷設艦 1 隻、掃海艇 4 隻、輸送船・上陸用舟艇数隻」に過ぎなかった [39]。こうした事情は日本側も把握しており、1944 年末におけるソ連軍の兵力配置を「カムチャツカ州　狙撃師団 1 、設堡地区守備隊 1 」[40] と判断していた。つまり、カムチャツカが寡兵であることは日本軍にとって周知の事実であった。

しかしながら 8 月 15 日 7 時 40 分、ソ連軍第 2 極東戦線司令部はカムチャツカ防衛区司令官グネチコ少将 (Aleksei Romanovich Gnechiko) に対して作戦命令を発令した。その電文には「日本の降伏が予想される。この好機を利用して、シュムシュ・パラムシル・オネコタン (Onekotan) 各島を占領する必要性がある」とあり、動員兵力は「第 101 歩兵師団所属の 2 個連隊・海軍基地所属の全艦船・現在港に停泊中の商船および国境警備艇・第 128 航空師団」、作戦計画と出向命令を 15 日 16 時までに作成することとされた [41]。

この要求を受けてグネチコ少将が作成した作戦行動命令書には「18 日日没までにシュムシュ全島を占領すること」「19 日にパラムシル島を占領すること」という作戦目標が設定された。作戦スケジュールとして「ペトロパブロフスク海軍基地からの出港は 16 日 20 時、上陸開始時刻は 17 日 20 時、航海時間は約 26 時間」と設定された。また「作戦準備を市民に目撃されたので、機密保持のために漁船などの出港および無線連絡は禁止された」という [42]。グネチコ少将らは、現有兵力で即時動員可能な 9,000 弱の兵力を抽出し、これで 2 個梯団の上陸部隊を編成した。

すでに長谷川毅やスラヴィンスキーなどが指摘するように、この作戦計画の目的は戦争を終結へ導くためではなく、「これらの島々を占拠することはソ連が太平洋への重要な入

(38) 田熊利三郎「第五方面軍作戦概史」(防衛省防衛研究所所蔵)。
(39) スラヴィンスキー『千島占領』(前注 12 参照)、92 頁。
(40) 「昭和一九〜二〇　東「ソ」軍判断」(防衛省防衛研究所所蔵)。
(41) ВКОР. Журнал...(前注 30 参照). С. 2-3.
(42) Там же. С. 9.

り口を確保するため必要」だと考えたためであり、「ヤルタ協定で約束された領土を獲得する前に戦争が終わってしまうことを危惧した」スターリンが、「ただちにクリール作戦を始動させる必要」を感じたからであろう[43]。

戦闘前の状況を「戦闘行動日誌」は以下のように報告している。

> 正確な調査による敵状の情報がなかった。確認することができたのは、シュムシュ・パラムシルの各島に第91師団所属の歩兵旅団、独立戦車連隊、工兵部隊、堅固な海岸防衛(特に第二クリル海峡の入口)、艦数不明の小型艦隊であった。... 25,000人の軍隊、砲80門、小型中型戦車90台と遭遇することが予想される。... 一部の部隊は作戦実施に不可欠な上陸訓練を受けていなかった[44]。

表1に占守島における日ソ両軍の戦力比較表をあげた[45]。これを見る限り、兵員規模ではほぼ拮抗しているものの、重火器と航空機の点ではソ連軍が優勢であった。一方で、日本側には戦車60輌が存在した。とはいえ、上陸作戦をおこなうソ連軍が優勢な重火力を駆使するためには、バグロフらも指摘するように、まずこれらを揚陸する必要があったし、8月の北千島は濃霧に包まれることが多く、航空戦力の優勢はアドバンテージとはなりえなかった。

表1　両軍の戦力比較表

	ソ連軍	日本軍
大隊数	7個	6個
100mm級火砲	37	5
75mm級火砲	44	60
45mm級火砲	45	33
120mm迫撃砲	79	-
50mm迫撃砲	36	-
擲弾銃	-	180
重機関銃	120	75
軽機関銃	372	273
対戦車銃	215	-
戦車	-	60
航空機	42	7
参加人員	8,824	8,480
重火器	205	98
戦車	-	60
航空機	42	7

8月16日、ペトロパブロフスク港では上陸作戦の準備が急遽進められていた。作戦秘匿のため、漁船の出航や無線連絡は禁止された。各地に分散していた部隊を集結させるのにも時間を要した。また、最初に揚陸すべき武器や弾薬が船倉に積み込まれ、これが後に混乱を助長することになった。

日付が17日に変わり、カムチャツカではようやく上陸作戦の準備が整い、太平洋艦隊司令部の作戦許可が下りた。朝4時、上陸部隊を乗せた艦隊が出港し、上陸地点への移動を開始した。作戦に利用された軍艦のうち、最も大型のものは警備艇キーロ

(43) 長谷川毅『暗闘』中央公論新社、2006年、446-450頁をはじめ、中山隆志の前掲論文(前注4参照)もこれに言及している。
(44) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 3.
(45) Там же.

フ(Kirov)、ジェルジンスキー (Dzerzhinski)（共に 102 ミリ砲 3 門）、機雷敷設艦オホーツク (Okhotsk)（130 ミリ砲 3 門）の 3 隻であり、上陸部隊への支援火力はこれにロパトカ岬の砲台（130 ミリ砲 4 門）があるのみで、明らかに火力不足であった。徴発した商船の一部が非常に低速であったため、航海速度は 8 ノットに限定された。17 日 12 時、濃霧が発生したために船団は速やかに密集隊型をとり、互いの姿を視認できる距離で航行した[46]。

こうした不利な状況で強行された占守島強襲に対し、長谷川毅は以下のような推論を提示している。

> なぜスターリンはこのように高価な犠牲を払って占守の戦いを強行したのだろうか。占守を占拠することが目的であったならば、たんに使者を派遣して休戦交渉をするだけで済んだはずであった。日本軍は降伏するために待機していたからである。そうすればもっと早くすなわち八月十八日に占守島を手に入れることができただろう。…［中略］… スターリンはクリール作戦でソ連兵の犠牲を必要としたのかもしれない。ソ連兵が血をもって確保したクリール、いや全クリールがソ連の領土に編入されなければならない。ソ連兵の犠牲はクリールを手中に収める担保としての頭金であった[47]。

確かに、ソ連側があえて犠牲を求めたのかもしれないが、もっと単純にソ連側が「日本軍は休戦交渉に即座には応じない」と考えていた可能性も念頭におく必要があろう。というのも、作戦が命じられた 8 月 15 日において北千島の外では、関東軍や樺太の第 88 師団がソ連軍との抗戦を続けていた。北千島の第 91 師団は、同胞が苦闘の渦中にある中で従容と武装解除に応じられただろうか。ことに、樺太の第 88 師団は、北千島と同じ第 5 方面軍の管轄下にある。例えば、もしもソ連軍が軍使を出し、それに対して北千島の部隊が「樺太をはじめとする他戦線の停戦が発効した後で、改めて武装解除に応じたい」と主張してきたら、クリルをめぐる情勢はきわめて不透明になってしまう。当時のソ連側にそういった懸念がなかっただろうか。むしろ「使者を派遣して休戦交渉をするだけで」ことが済むとは思えなかったからこそ、ソ連軍は作戦を強行したのではないか。この作戦の動機については、その可能性もあわせて考慮すべきであろう。

3. 8月18日までの日本軍の対応

8 月 15 日正午、カムチャツカ防衛区軍が作戦計画を作成しているころ、占守島でも終戦の詔勅すなわち「玉音放送」が流れていた。電波状態が悪くて聞き取れなかった部隊があり、また字句の難解さゆえに意味を理解できない将兵も多かったことから、「終戦」という

(46) Там же. С. 9.

(47) 長谷川『暗闘』(前注 43 参照)、451-452 頁。長谷川はオネコタン島が「アメリカの軍事行動の範囲であった」ことに注目し、「アメリカの反応を試すため」だったとしている（447 頁）。筆者はこれに異論を持っていない。現実問題として、オネコタンがアメリカの手にわたり、彼らの根拠地になってしまえば、北千島を強行占領する意義は半減する。

情報が守備隊にいきわたるのは、おおよそ16日の午後であったようだ(48)。

ここで日本側司令部将校の心理状態について考える必要があろう。これは戦闘発生時の状況を考える上で無視できない要素であるからだ。日本軍の特質を研究した飯塚浩二による分類を援用すれば、一般的に、終戦の詔勅に対する将兵の反応は大きく二つに分かれていたという(49)。詔勅を絶対のものとし、天皇の命令なのだから直ちに武器を捨てて降伏すべきだという「承詔必謹派」と、天皇は君側の奸により判断を誤られたに相違なく、将兵は断固として神州父祖の土地を死守すべきだという「国土防衛派」であった。当然ながら、北千島の第91師団においてもこうした意見の相違は生まれていた。後述する関係者の証言や彼ら自身の言動から推察すると、堤師団長・水津作戦参謀・池田戦車連隊長などはどちらかと言えば国土防衛派であり、加賀谷砲兵隊長・杉野旅団長・柳岡参謀長(50)などはむしろ承詔必謹派であったようだ。

8月16日16時、大本営は各地に展開する日本軍の全司令官に対して、大陸命第1382号「卽時戰斗行動停止等ニ關スル命令」(51)が発令された。この命令文中に具体的な停戦期限は記載されていないが、この発令を連合国側に通告した「日本政府・大本営発、連合国最高司令官宛電 一号」では、「二、右大命ガ第一線ニ到達シ実効ヲ挙グル日時ハ左ノ如ク予見ス」として「内地 四十八時間」という数字を挙げている(表2)。すなわち、「48時間あれば全部隊に命令伝達が完了しうる」と判断した大本営は、48時間後の18日16時を一方的に停戦時刻に設定した。そして、やはり一方的に時刻だけが伝達された。第5方面軍の記録でも、「八月十七日大本営ヨリ「一切ノ戰闘行動停止但シ止ムヲ得ザル自衛行動ヲ妨ゲズ其ノ完全徹底ノ時期ヲ十八日十六時トスル」旨大命アリ…特ニ樺太千島ニ速達スル處ナリ」(52)としている。しかし、後述するように、こうした事情を説明されていない方面軍司令部や現地部隊は、この日時(18日16時)を連合国側との合意事項であると考えていた。

17日午後、北千島守備隊司令部は前日の停戦命令を受け、幌筵島の柏原に各部隊長を招集し、今後の行動方針などに関する会同を開いた。この席上において、堤師団長の訓示があった。その内容は、18日16時をもって停戦とされたこと、ただしやむを得ない場合の自衛戦闘は認められていること、軽挙妄動を慎むこと、軍使が来た場合には直ちに師団司令部に連絡することなどであった。加瀬谷睦男の述懐によれば、加えて「ソ連軍が上陸する可能性もあるが上陸せば戦斗を行はず爾後の命令處置に従って行動するように」という命令を受けたという(53)。すなわち、17日午後での師団の基本方針は、ソ連軍が上陸しても

(48) *Вишневский Н. В.* Сахалин и Курильские острова в годы втрой мировой войны. Южно-Сахалинск, 2000. С. 66.

(49) 飯塚浩二『日本の軍隊』岩波現代文庫、2003年、126頁。

(50) 柳岡参謀長についてはシベリア抑留時に死亡しているため、戦後の証言記録が存在しない。

(51) 大陸令第1382号については『聯合国トノ折衝關係事項　其ノ三』(防衛省防衛研究所戦史室所蔵)。

(52) 田熊利三郎「第五方面軍作戦概史」(前注38参照)。

(53)「加賀谷睦男の回答書簡」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ三』(前注36参照)。

表 2　停戦に關する大命傳達所要時間調査表（発信時刻 16 日 15:30）

部隊名	受領時刻	受領電の発信時刻	所要時間
達（第 5 方面軍）		16 日 21:00	05:30
第二総軍（本土西部）		17 日 08:30	17:00
膽（第 109 師団・小笠原）	16 日 20:10		04:40
関東軍		17 日 10:35	19:05
威（南方軍・サイゴン）	17 日 10:50		19:20
台湾軍	16 日 17:29		01:59
剛（第 8 方面軍・ラバウル）	16 日 23:50		08:20
支総（中国戦線）		16 日 21:55	06:25
柏（第 52 師団・トラック諸島）	17 日 15:10		23:40
備（第 31 軍・トラック島）	17 日 11:00		19:30
猛（第 18 軍・ラバウル）		18 日 11:00	42:30

（「日本政府・大本営発、連合国最高司令官宛　電一号」に基づき筆者調製）

基本的には戦闘を行わないというものであった。

だが、この時点においてソ連軍の攻撃の予兆がないわけでもなかった。16日にはロパトカ岬から砲撃が行われ、国籍不明の飛行機が占守上空を飛行していた。17日にもロパトカ岬からの砲撃が確認された。その弾着地点から、射撃目標はソ連の油槽船マウリーポロ号[54]の船体だと推測された。また、国籍不明の航空機3機による偵察飛行があり、これもカムチャツカ方面から飛来したものと推測された。占守島北東部に配置されていた独立歩兵第282大隊の大隊長・村上則重は「Bi［歩兵大隊］長としては、（ロパトカ岬からの砲撃は）或いはソの攻撃の前兆かとも思はれ、又或は既に天皇の詔勅も出ているのでソの攻撃などあり得ず何れ軍使が来るだろうとも思はれ公算1/2と考えていた」[55]と述懐している。

4. 8月18日 ソ連軍上陸開始

そして、占守島は運命の8月18日を迎えた。

この日の未明、ソ連軍上陸部隊はゆっくりと占守島に接近しつつあった。カムチャツカ半島のロパトカ岬から二度の支援砲撃がなされた。具体的にはソ連時間で2時35分（日本時間0時35分）から25分間、4時6分（2時6分）から14分間と記録されている[56]。ロパトカ

(54) これは以前に竹田浜付近に座礁し、放置されていたもの。
(55)「村上則重の口述記録」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ八』（前注36参照）。
(56) ВКОР. Журнал...（前注30参照）. С. 14.

岬からの砲撃がますます激しくなる中で、砲兵隊長・加賀谷睦男は先の会合と正反対の命令を受けたという。

> 夜半、突然師団から命令が来た。『ソ連軍が若し上陸したら之を迎え撃て』と＿私としては命令が変わった理由、何の為に迎え撃つのか判らなかったが兎も角部下部隊に対し電話下命をした＿『敵の上陸に際して水際に之を撃滅すべし』／この前・後の命令が(撃つな、撃て、)順序よく徹底しなかった部隊があったようである[57]。

彼の部下である速應武男少尉の部隊記録には「命令、北撃地区隊ハ上陸シ来ル敵ヲ撃滅セントス(20年8月17日2336)」と大書されている。また少尉自身の戦闘経過所見にも「電話ニテ敵ノ銃砲声アリトノ報告ヲ受ケ地区隊ニ聯絡ヲトルヤ戦斗命令ヲ受ク」[58]とある。また、師団付副官沢田八衛大尉も「戦斗戦備下令セラレ至厳ナル警戒ノ裡ニD[師団]攻撃命令ニ基ヅキ…」[59]として、ソ連軍の接近が予想される状況下で師団司令部から「戦斗命令」「攻撃命令」が出されたとしている。

ソ連軍の上陸を最前線で待ち受けていた兵士の証言はより生々しく当日の状況を伝えている。以下は先述した速應少尉の部下(石塚伊助)による回想である(誤字脱字・下線・空白は原文のまま)。

> 昭和20年8月17日　時　分に敵の砲撃を受け小隊長(速應少尉)以下17名は我が砲兵陣地の洞穴にタイヒせり。敵の砲撃一増モウレツなり歩哨よりの電話報告によればロバッカ方向の海上にエンジンの音せり又少しの間だお置き、敵の船体らしきもの見ゆるとの通報ありますた　さつは露助の馬鹿者共よくも来たなと心をおどらせて待おる所師団より　時　分戦斗戦備の命令が下った。小隊長以下17名はそれとばかりに日頃汗水流してつくりあげたるホウショウに走り、砲門のとびお開けば深きガしの中にかしかに見える敵のセンテイ、其の時にはしでに敵の砲撃の為に電話線は切断され後方の我が友軍との連絡はとぜつされて居た。我ら一同はむねおどらせ、小隊長の命令により自分自分の人務の場所に付く、敵の砲撃尚一曽はげしくなる、かしかに見えたる船体は次第に大きくなり船よりもうれつなるエイコウ弾を発射しつつ武田濱に上陸せんと進んで来たり、その時には我等砲兵隊は戦斗準備ワンリョウす　小隊長の命令おそしと待おれば…[60]

この手記は誤字脱字が多く、また達意とはいえない文章だけに、そこには逆に作為が感じられない。それに一兵卒である石塚は、戦闘戦備の下命について嘘をつく理由が存在しない。つまり、ロパトカからの砲声が轟く中で、占守島ではすでに迎撃命令が出され、ソ連軍の上陸を待ちかまえていたことはもはや明らかであろう。ところが、「戦史叢書」で述

(57)「加賀谷睦男の回答書簡」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ三』(前注36参照)。
(58) 速應武男「国端崎戦斗経過所見」『昭和25年　速應小隊山本分隊戦闘史誌』(防衛省防衛研究所所蔵)。
(59)「千島方面兵団配置図及戦斗概要」(防衛省防衛研究所所蔵)。
(60)「石塚伊助の回想手記」『速應小隊山本分隊戦闘史誌』(前注58参照)。

べられた上陸直前の状況は、これとは全く異なるものであった。

> 夕刻まで続けられた砲撃に、一部兵員に不安の念がないでもなかった。師団でも気にはなったが、前記のような次第で[注：ソ連軍の砲撃はいたずらと考えていたこと]、格別これということもなく十七日の夜に入ったのであった。しかしやはり気になると見えて、夜半になって万一のため一部の部隊に対敵戦備につくよう命令した。しかしこれも各部隊が戦闘配備につき、満を持して待機するというほどでもなかった。警戒を強化するといった程度であろう。…［中略］…戦闘戦備下令(全員守備位置につきいつでも戦闘可能な態勢にあること)が八月十八日〇二一〇であるところをみると、万一の場合の指針と警戒の強化ぐらいのものであろう[61]。

戦闘直前の状況は、堤師団長の回想などを尊重したものであり、最前線の将兵であった速應少尉や石崎上等兵の証言はほとんど採用されていない。戦闘戦備の下命時刻も速應少尉の記録する23時36分ではなく、2時10分が採用されている。最も階級の高い加賀谷睦男の発言は引用されているものの、「国端崎の村上大隊長は『このような命令は受けていない』と回想している。」との注記をつけ否定的に扱われている[62]。だが、「戦史叢書」は村上の発言を正確に引用していない。記録にある彼の証言は以下の通りである。

> 部隊長会同において『村上大隊は特に軽挙妄動せぬよう、又軍使が来たら速かに師団司令部に連絡せよ』と特に注意され、部隊に帰ったら『敵が攻撃して来たら自衛戦斗は妨げず__但し停戦は十八日午後四時とする』と連絡を受けた…［中略］…村上の判断により自衛戦闘を開始した[63]。

すなわち、部隊長会同では自衛戦闘には言及されず、帰隊後にその連絡を受けたという点では加瀬谷の証言と一致しているわけである。明らかに17日夜に師団司令部において攻撃へと方針転換がなされていると見るべきであろう。さらに言えば、「戦史叢書」の草稿ではこうした証言が全く無視されていたわけではなかった。草稿には、この記述の代わりに以下の一節が存在した。

> 師団副官澤田八衛大尉の回想では、「参謀長は『敵はまだ来ないだろう。射撃は試験射撃と思う』ということであった。しかし万一のため甲号戦備が発令された」としている[64]。

甲号戦備は「戦闘戦備」であり、「万一のため警戒の強化」などではない。つまり、当初は「戦史叢書」もまた、加賀谷たちの証言に沿った命令の存在を認めていた。それがなぜ変わったのか。実は、この草稿には執筆者の求めで杉野旅団長・水津参謀・村上大隊長らに

(61)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、559-560頁。
(62) 同上、p. 560頁。
(63)「村上則重の口述記録」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ八』(前注36参照)。
(64) この草稿は『第九十一師団関係聴取録』(防衛省防衛研究所所蔵)に収められている。

よる「校閲」がなされていた。そして、件の草稿の該当部分には水津満作戦参謀が「たしかにこんな戦備があった様に思うが詳細な内容は忘れました」という付箋を貼っていた(65)。その結果、甲号戦備という語は「警戒を強化する」という曖昧な表現にすり替えられたのである。彼らに認められているのはあくまで「自衛戦闘」であったため、敵軍上陸前に攻撃命令を出しているのは具合が悪いからであろう。

実際、日本側将兵の証言を見直していくと、第91師団側が自衛戦闘の名目で積極的に戦闘を仕掛けたという疑念を持つ例は多い。例えば、第5方面軍航空参謀・渡辺行夫の口述記録には「91D［師団］は命令なければやるというハラ 水津参謀、柳岡参謀[長]」という一節がある(66)。同様に、第5方面軍作戦参謀・田熊利三郎の口述記録でも、「第一線が始めた感じである」。「北千島の部隊は南方の部隊と異り戦斗をしていないから兵隊が張り切っていた」。「千島には王四戦隊が居り、之が活躍していたので空ばり景気がよかった。こういう状態であったのでただで帰れというのは一寸無理というようなものではなかろうかと推察される」(67)と言及している。第91師団内部でもこうした証言はあり、第73旅団長・杉野巖少将の回答書簡には「D[師団]長が対ソ作戦に遭遇戦の先制といふ頭が支配的であった事は十分推定する事が出来、私共も之に従ふべきは当然です。殊にソ連何するものぞとの過少評価的思想が胸底にひそんで居ったと思はれる事は…」(68)と、師団長の「腹づもり」について述べている。少なくとも師団長をはじめ、上層部には「ソ連軍討つべし」の空気は多分に存在したといえよう。そして、ソ連の上陸が現実に迫ると、「腹づもり」通りに前線将兵には迎撃を命令していた。一方で、後日にはそれを「忘れました」として、この命令の存在を否定したわけである。それはなぜだろうか。

この点について、上級司令部である第5方面軍司令官・樋口季一郎は以下のように回想している。樋口はウラジオストク特務機関員、ハバロフスク特務機関長、ハルピン特務機関長を歴任した人物であり(69)、ロシア・ソ連通の軍人として知られた人である。

> 八月十七日、大本営から、／一切の戦闘行動を停止す。但し已むを得ざる自衛戦闘を妨げず。完全徹底の時期を十八日十六時とする。／旨の大命が伝達された。
>
> 私自身はソ連が更に進んで北海道本当（ママ）を進攻することがないかと言う問題に当面した。私としては相当長期にこの問題に悩んで居り、一個の腹案を持ったのである。即ち、ソ連の行動如何によっては「自衛戦闘」が必要にならうと言うにあった。
>
> 然るに、十八日未明、ソ連軍は北千島占守島の北端国崎（ママ）及び沼尻岬に対し、無警告上陸を開始したのであった(70)。

(65) 同上。
(66)「渡辺行夫の口述記録」『北方軍第五方面軍関係聴取綴』(前注34参照)。
(67)「田熊利三郎の口述記録」『北方軍第五方面軍関係聴取綴』(前注34参照)。
(68)「杉野巖の回答書簡」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ八』(前注36参照)。
(69) 早坂『指揮官の決断』(前注23参照)、254–255頁。
(70)『故樋口季一郎遺稿集』(私家版・つきさっぷ郷土資料館所蔵)、117頁。

第5方面軍から第91師団に対する命令は記録に残っていない 。ここで問題となるのは、樋口の「腹案」が北千島にいつ伝わったのか、あるいは伝わっていないのかという点である。樋口は、自身が後年記述した『遺稿集』の中で、以下のように述べている。

> 昭和二十年八月十八日前記戦闘記録の如く、ソ連軍は陸海呼応して、占守島の東北部沿岸に侵襲して来た。而もそれは天皇の詔勅降下後であった。随って私には完全なる「統帥(ママ)権が無かった。だが「自衛権の発動」に関し、堤(第九十一師団)師団長に要求した処、彼等は勇敢にこの自衛戦闘を闘った。侵襲せるソ連の総指揮官は、身をもって海中に遁れたという[71]。

樋口から堤への「命令」あるいは「要求」は残っていないが、状況を斟酌する限り、突然の命令変更・自衛戦闘の決断には樋口(第5方面軍)からの指示があったと見る方が自然であろう。

5. 8月18日 激闘

さて、いよいよソ連軍艦船は上陸予定地点である竹田浜・小泊崎に接近し、4時22分(日本時間2時22分)には先遣隊の上陸が開始された。しかし、ほとんどが接岸できない船舶であったため、停止位置の水深は2メートルであった。兵員は船から海に飛び込み、泳いで海岸にたどり着かなくてはならなかった。上陸部隊では連絡を確実にするために、あらかじめ22台の無線機が用意されていたが、ことごとく水につかって1つを除いて作動不能となった。司令部が禁止したにもかかわらず、艦船が発砲を開始したため、自らの位置を相手にさらす結果になった[72] (占守島で最適の上陸地である竹田浜一帯には、日本軍の水際陣地が集中していた。いかに情報不十分とはいえ、ソ連軍は最も火力の集中する地点からわざわざ上陸を開始したのである)。

当時、竹田浜や小泊崎の警戒に当たっていた部隊は、第282独立歩兵大隊であった。その大隊長である村上則重少佐は夜中に軍使が来ることはないと判断し、迎撃を決意したという[73]。「戦史叢書」はこの時の迎撃を「まさに水際殲滅」と評している。

> 奇襲から立ち直った水際陣地守備部隊の反撃は激烈であった。霧中射撃も既に準備されていたところ、敵の上陸に備えての長い訓練の成果はたちまち現れた。ソ軍の頭上には多年鍛えぬかれた鉄槌が容赦なく下されたのである[74]。

すなわち、それはソ連軍将兵にとっての悪夢であった。「日本軍は大量の弾薬ストックを持ち、惜しむことなく砲火を浴びせた。主力を乗せた船舶が海岸に近づくや否や、砲火

(71) 同上、162頁。
(72) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 16.
(73)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、562頁。
(74) 同上、562-563頁。

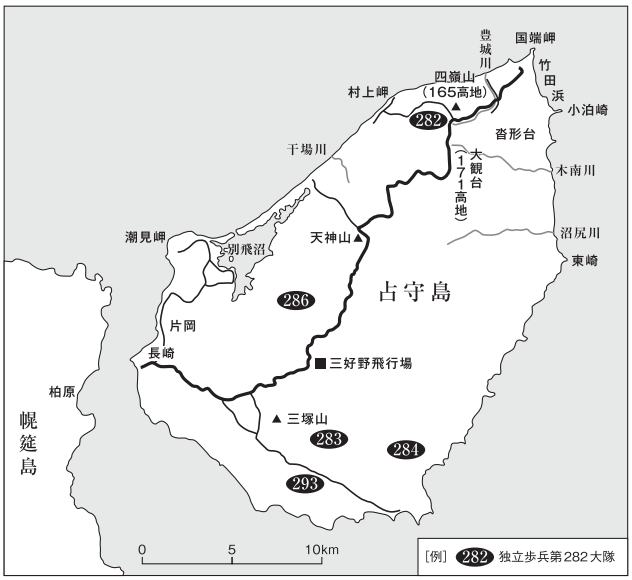


図2　占守島概略図

が襲いかかった。…上陸部隊の兵士が断固として勇敢に働いたにもかかわらず、日本軍が頑強に抵抗し、揚陸手段の数が限られていたために、上陸のテンポは遅々としていた」(75)。

上陸を果たしても、島のいたるところにつくられた永久トーチカや簡易トーチカがいたるところで、ソ連軍の行動を阻んだ。「戦闘行動日誌」は18日におけるソ連軍の人的損害を戦死516名、負傷716名、不明325名と報告している(76)。いずれにせよ、シュムシュ島攻略部隊（7個大隊8,824名）は、この時すでに壊滅的な被害を被っていた。

日本の降伏という絶好の機会に乗じるべく、急遽決定された上陸作戦が何の準備も訓練も情報をないままに強行され、しかも竹田浜という、日本軍の砲火が最も集中する地点を上陸地点に選んでいた。ロパトカ岬から支援砲撃や偵察機の投入は、かえって日本軍に強襲上陸の意図を察知させ、迎撃準備と警戒を厳重にさせる結果となった。いかに上級司令部の指令とはいえ、こうした幾重もの過失がソ連側の損害をいたずらに増やしたことは否定できない。

この段階で上陸部隊が瓦解しなかったのは、ソ連軍将兵の士気が日本軍のそれに劣らず高かったためである。杉野旅団長は「ソ連兵の訓練は相当徹底して居ったと察せられました」(77)と回想しており、また「戦闘行動日誌」も「カムチャツカ防衛区諸部隊の将兵たちに政治的精神的な意欲があった。戦闘意欲があった」(78)ことを作戦の特徴の一つに挙げている。

(75) スラヴィンスキー『千島占領』（前注12参照）、110-112頁。
(76) ВКОР. Журнал...（前注30参照）. С. 18.
(77)「杉野巌の回答書簡」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ八』（前注36参照）。
(78) ВКОР. Журнал...（前注30参照）. С. 1.

日本軍の浴びせる砲火の中でソ連軍将兵の苦闘は続いていた。「九時[日本時間7時]になってようやく第一梯団の上陸が完了する。しかしこのとき兵士の手には小銃しかなく、野砲は輸送船の中に残されていた。…九時[日本時間7時]には第二梯団の上陸が開始された。…日本軍は依然として火力による激しい抵抗を続けていた。制圧されない日本軍の砲台は上陸部隊に対して大きな損害を与えた」(79)。

上陸部隊を水際で殲滅することはかなわなかったものの、形勢はまだ日本軍に有利と言ってよかった。占守島の兵力は上陸部隊を上回っていたし、もともと彼らは米軍の上陸を想定し、持久抵抗を続けるべく島の各所に防御陣地を構築していた。さらに、日本軍には第11戦車連隊があり、上陸時の混乱から砲兵部隊を投入できなかったソ連軍よりも、火力でも優勢であった。

堤師団長は「上陸部隊は約二大隊」という戦況連絡を受け、2時30分には第11戦車連隊長池田末男大佐と第73旅団長杉野厳少将に対し、上陸軍を撃滅するように命令した(80)。この時、戦車連隊長池田大佐は部下に対して以下の訓示を行ったとされる(81)。

> (池田連隊長は)十八日午前二時頃状況の急変を知ると共に「四嶺山附近奪取」の命を受けた。連隊長は乃ち将校全員に向って「状況斯の如し。諸官は四十七士足らん(ママ)と欲するか。それとも白虎隊足らんとするか」と尋ねた。将校全員は即座に「白虎隊」と一斉に答えた。連隊長は「予の考も同じだ。今や連隊長として下すべき命令もない。只一途に御勅諭を奉唱しつつ敵中に突入せよ。いざ我に続け」とて午前四時頃前進出発…

四十七士よりも白虎隊たらんとする彼らの決意(82)は、明らかに「自衛戦闘」とは相反するものであるためか、この訓辞は「戦史叢書」には収められていない。だが、これが積極抗戦派あるいは国土防衛派の偽らざる心境ではなかったかと推察される。先を争うように出撃した彼らは、隊列を取って突入するのではなく、また歩兵部隊の帯同を待たず、各自が最大速度で主戦場である四嶺山(165高地)方面に突入し、友軍の援護と敵兵力の蹂躙を図った。だが、彼らの前にはソ連軍の対戦車ライフルが待ち受けていた。「上陸部隊の指揮官は日本軍の反撃する方面に、対戦車銃100丁、45ミリ砲4基を集めた」(83)ためである。5時ころに四嶺山に突入した戦車連隊は大きな損害を敵に与えたものの、これにより池田連隊長以下多数の戦死者を出して壊滅した。日本側にとって、この段階で最大のアドバンテージである戦車部隊を失ったことは大きな痛手であった。まして、対戦車ライフルによる損

(79) スラヴィンスキー『千島占領』(前注12参照)、110-112頁。
(80)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、567頁。
(81) 北部復員連絡局『終戦前後に於ける樺太千島方面陸軍部隊の消息』(北海道立文書館所蔵)、36頁。
(82) 言うまでもないが、四十七士は忠臣蔵で有名な赤穂浪士を、白虎隊は戊辰戦役で自刃した会津藩の少年兵部隊をさす。前者は主君の報仇という本懐を遂げた後、命を受けて切腹した。それよりは白虎隊のように祖地防衛のために戦って死にたいという意味である。
(83) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 22.

害は、歩兵との共同前進を取っていればある程度は防げたのではないのかという疑念が残るだけに、自衛戦闘の局面で「白虎隊たらん」とした彼らの行動は惜しまれるものであった。

それゆえ、「戦史叢書」の編者は関係者への質問状の中に「11TK［戦車連隊］の攻撃前進について」という一項を特に設けている。これについて、池田連隊長と同期（陸士34期）で普段から親交のあった砲兵隊長加賀谷睦男は以下のように回答している。

「然し9日にソ連が開戦し満州、樺太に進攻した時の彼の憤慨は私同様でありましたし、ソ連が上陸したことを知っては之を海岸に圧倒撃滅しようと思うことも当然であり、恐らく師団指令によって動いたとは思いますが之に増して暴進したことは事実でしょう」「国土を守る為一歩も敵を国土に印せしめないように戦車の力を最大に発揮させようとしたものでしょう」[84]。なお、占守島には、この時に破壊された97式中戦車の多くが残骸となって残されている。2010年、サハリン州郷土誌博物館はこのうちの1輌をユジノ・サハリンスクまで運び、展示品の一つとした。

しかし、第11戦車連隊だけでなく、占守各地に分散配備されていた歩兵大隊（第284、第286、第287）や第一砲兵大隊も逐次戦闘に投入されていった。先述した大陸令第1382号による「18日16時」という停戦時刻のために、日本側は18日中に決着をつける必要があったからだ。加賀谷は「午後4時に戦斗を停止せよということで各部隊は4時迄に敵を海岸に突き落さなければならず__そんな心境で各部隊の協同作戦は出来得ざることで考慮外において行動をとったわけです」と証言している[85]。

「戦史叢書」も「ここにおいて師団長は逐次態勢を整理し、後続部隊の戦場到着と相俟って、漸次優勢な兵力と態勢をもって一挙にソ軍を水際に殲滅する方針をとった。しかるに戦闘酣（たけなわ）のころ、「戦闘を停止し、自衛戦闘に移行すべし」との方面軍命令に接したのである」[86]としている。

だが、先述のように、この停戦時刻は日本の大本営が一方的に算出したもので、ソ連軍は全くあずかり知らぬものであったから、ソ連軍がこれに合わせて停戦するはずがなかった。スラヴィンスキーは18日夕刻の状況を以下のようにまとめている。

> 一八時［日本時間16時］、艦船とロパトカ岬の沿岸砲台の援護を受けて上陸部隊は反撃に出る。激しい戦闘が開始された。その結果、日本軍は至るところで制圧された。その日の暮れまでに上陸部隊は両高地の西斜面に出て、正面約4キロ、奥行5-6キロの拠点を確保する[87]。

(84)「加賀谷睦男の回答書簡」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ三』(前注36参照)。
(85) 同上。
(86)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、574頁。
(87) スラヴィンスキー『千島占領』(前注12参照)、116頁。

ソ連軍の反撃が功を奏する時刻が日本側に定められた「停戦刻限」と一致する以上、この時占守島で何が起こったのかを想像するのも容易だ。突如として戦闘を止めた日本軍に対し、ソ連軍は積極的に攻勢をかけ、最重要地点の制圧に成功していたわけである。占守島における戦闘の帰趨は、島の北東部にある２地点（171 高地と 165 高地）の確保にかかっていた。ソ連軍がここを確保したのはまさにこの時であった。この時、日本側の将兵はソ連軍がなぜ停戦時刻を無視するのかを理解できなかったであろうし、ソ連側は日本の抵抗がなぜ弱まったのかを理解し得なかったであろう。

日本側が「占守の戦闘では勝っていた」と論じる根拠はおそらくここにある。確かに「18 日 16 時」という足かせがなければ、少なくとも「日本軍は至るところで制圧」されなかったであろう。つまり、ソ連軍の最大の勝因は日本側の停戦時刻であった。言うまでもなく、このことはロシア側の戦史には触れられていない。

不謹慎かもしれないが、筆者はここに歴史の「あや」を痛感せずにはいられない。もしもこの停戦刻限が 17 日 16 時であれば、そもそも戦闘は起こらなかったかもしれない。反対に 19 日 16 時であれば、ソ連軍は日本の自衛戦闘で壊滅させられたかもしれない。また、カムチャツカ防衛区軍が上陸部隊の編成に手間取り、上陸が 19 日未明まで遅れていたならば、やはり戦闘にはならなかったかもしれなかった。ソ連軍が 18 日未明に上陸し、日本側に課せられたタイムリミットが同日の夕刻であったという偶然が、占守での戦闘を激しく、複雑なものとしたのである。

第 5 方面軍司令官・樋口季一郎は『遺稿集』の中でこの戦いを以下のように評している。

> この戦いは見事であった。今一歩にて敵を水際に圧迫し、小ダンケルクを顕はしたのであった。処が大本営からは、この日「十六時」をもって［停戦の］完全徹底時刻」と定められて居た。これが悲しき原因をなし、日本軍最後の戦史が、不徹底の「戦勝」を以て終止符が打たれ、勝者が敗者に武装解除されたことは、なんとも残念千万であった。
>
> 私はこの戦闘を「自衛行動」即ち「自衛の為の戦闘」と認めたのである。自衛戦闘は「不法者側への謝罪」により終熄すべきものとの信念にもマ とずマ き、本戦争の結果を待った。私は残念ながら、十六時を以て戦闘を止めた事を知り、不法者膺懲の不徹底を遺憾とした(88)。

この回想によれば、樋口もまた 16 時という停戦時刻が「不徹底な戦勝」の原因であると考えていたことがわかる。また、彼自身は 16 時に戦闘を停止すべきだと考えていなかったことも興味深い。一方で、方面軍は戦闘をやめさせようともしていたようだ。

> 第九十一師団の報告によって、占守島の戦局が進展してソ連軍を撃滅しそうな気配を示したので、「これはいけない、早くやめさせるようにせよ」と指示して、ただちに

(88)『故樋口季一郎遺稿集』（前注 70 参照）、119 頁。

戦闘停止の命令が打電された[89]。

方面軍の樋口司令官は戦闘をやめさせる気はなかったというが、彼の部下はそう考えていなかった。第5方面軍の内部にも意思疎通の齟齬・意見の相違をうかがわせる。

6. 停戦協定

18日16時というタイムリミットを迎えた日本側は、18日夜に停戦交渉を進めるべく長島厚大尉を長とする軍使を派遣したが、両軍による散発的な戦闘が展開しており、最前線を超えてソ連軍司令部へ向かうことができなかった[90]。

長島自身の回想によれば、「参謀部付の私に、停戦交渉のための軍使が命ぜられたのは、十八日の一三〇〇(午後一時)である。師団長は、とりあえず防衛のための戦線を維持するとともに、日ソ双方にとって無益な戦闘を少しでも早く回避したいと考えたのであった」という。また「上陸ソ連軍の指揮官を求めて進んだ」長島大尉は、一時は捕虜となり「軍装品は勿論、腕時計や腰のベルトまで取り上げられ」たものの、「ソ連軍上陸第二梯団の指揮官」であるアルチューシン大佐(Petr Alekseevich Artiushin)に「堤師団長からの停戦交渉文書を手交」することができたとしている(ただ、この証言はソ連軍の記録では確認できない)[91]。

19日の朝になると、日本側の前線では各所で降伏の呼びかけが起こっていた。「九時頃と思いますが、停戦の命令が出て、白旗を掲げるよう命令が出ました」[92]「白旗を持った友軍の兵長がソ連の伝令としてやって来た。武器を捨て直ちに出て来いとの事。勿論応ずる訳はない」[93]というように、「ソ連軍の軍使」による降伏の呼びかけがあったとする回想は少なくない。だが、ソ連軍が降伏者を虐殺しているという噂が前線に流布しており、これに応じる日本側将兵は少なかったようだ。

> 霧の中から「穴にいるものは出てこい」と日本語でどなる声がした。そして入り口の近くで二、三回どなっていた。ソ連兵の声だった。…そのうち、近くまでソ連兵に連れられて臼砲の軍曹が壕にはいって来た。あとでわかったが、竹田浜の近くの陣地で臼砲一ケ分隊が裸になって殺されていた。…その軍曹は壕から出て降伏するように伝達させられるために来たのだが、「出ても降伏するな。降伏すると殺される。私の分隊は殺された。出るな」といって、本人もそのまま残った。
>
> その以前に、もう無条件降伏なのだからというので、大隊長は降伏するつもりでいた。そして豊田曹長に降伏の白旗を準備させてあった。曹長は越中褌で白旗を作って

(89) 中山隆志『一九四五年夏』(前注18参照)、2001年、213頁。広瀬健夫『住んでみたカムチャッカ』(前注22参照)、50頁、も同様に論じている。
(90)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、575頁。
(91) 長島厚「千島最北端、占守島の停戦軍使」(前注5参照)、172-177頁。
(92)『終戦前後に於ける樺太千島方面陸軍部隊の消息』(前注81参照)、35頁。
(93)「今井慶一の回想録」北千島慰霊の会編『会誌(一)』1973年、14頁。

いた。しかし、これで降伏ははっきりと断念し、黒木中尉、金野大尉、今井副官らと相談して全員玉砕しようということになった[94]。

この頃、日本側司令部は夜半に派遣した長島大尉らが帰還しなかったため、山田秀夫大尉を長とする第二次軍使を派遣した。これは無事に戦場を通過してソ連側の作戦司令部に到達し、最初の停戦交渉が日本時間15時から行われることになった[95]。

ソ連側「戦闘行動日誌」によれば、「19日朝9時[日本時間7時]、ソ連軍前線に日本側の軍使が来た。ヤマト(注:山田の誤り)中尉がツツミフサキ中将の手紙を持ってきた。『私は上から次の命令を受けた。本日19日16時には戦闘を中止するように命令された。ソ連側が急襲したので(当方は)自衛戦闘を行った。ソ連側も16時には戦闘を中止するようお願いする。もしその後も戦闘を続けるなら、自衛戦闘を開始する』と手紙には書かれていた」[96]「45年8月19日17時[日本時間15時]にカムチャツカ防衛区司令官は第73旅団長スジノイワオ[杉野巌]少将、第91師団参謀長ヤナオカタケジ[柳岡武]大佐と自身が会見し、日本軍の無条件降伏に関する、彼らの署名が入った要求書を手渡した」[97]となっている。

一方の「戦史叢書」は「わが軍の要求はまず停戦であるのに対し、ソ軍は停戦即武装解除を要求し、交渉がかみ合わなかったが、柳岡参謀長は無用の流血を避けるためソ軍の要求を容れ大観台に帰還した。時刻は日没を過ぎた二〇〇〇ころであった」[98]。

戦闘行動日誌に記載されたこの時の要求書は以下の通りであった。

北部クリル諸島の日本軍の指揮官へ：

代理者を通じて手渡された貴文書の内容を1945年8月19日14時に受領した。軍事行動は8月19日16時に条件付きで停止されるであろう。

1. 即座にあらゆる抵抗を中止すること
2. 即座にソビエト軍へ武器を引き渡すという命令を自軍に出すこと
3. すべての将兵は身柄を引き渡すべく、現地時間の19日24時までにシュムシュ島では片岡の北東8kmの地点に、パラムシル島では柏原の北5kmの地点に集合すること
4. 他の島々に所在する残余の将兵については、クリル諸島の残りの部分で貴官の代理人が確立された後、補足的に指示があるだろう。
5. 陸上や海上にある国家の武装や建造物(倉庫や港湾)の状態は、本年8月19日現地時間16時の状態に維持されるべきで、その管理は貴官に委ねる。
6. 海軍司令部は、本年8月19日現地時間19時までに船舶航海の運航計画とクリル諸島沿岸における水雷敷設図を私に提示すること

(94)「近藤公・川西外喜男の回想録」『会誌(一)』(前注93参照)、24頁。
(95)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、578頁。
(96) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 24.
(97) Там же.
(98)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、578頁。

7. 陸地、港湾、建造物と建物において地雷を敷設した区画について提示すること
8. すべての将兵そのほかは生命の安全と軍事品ではない個人の所持品の保護はこれを保証する[99]。

だが、堤師団長は「…其内容は停戦・武器引渡に関する交渉に非ずして、徹底的に高圧であり、暴力―戦闘―に依り屈服、撃破せる戦勝者の、敗者に対する、降伏者に課したる至上命令そのものであった。且一行に対する態度は、脅迫的でありどうかつ的であった…」[100]。樋口方面軍司令官も「勝者が敗者に武装解除された」としている[101]。

だが、この文面を見る限り、どこが「脅迫的でありどうかつ的」なのかは判然としない。確かにソ連側の要求は「停戦即武装解除」と要約できるものであるが、たとえば「降伏」という挑発的な字句を用いていないことや、前日の戦闘行動に関する責任にも言及していないことなど、むしろ一定の配慮も認められるべきであろう。

では、戦闘行動日誌中の要求書と日本側の見た命令は違うものなのか。停戦交渉の条件提示については『聯合国トノ折衝關係事項』にある「達参特電第57号」にも、「対ソ交渉条件」と朱書きされた電文写が綴じられている。これは21日7時に札幌から発信され、同日15時15分に参謀本部次長に提出されていた。

(朱)対ソ交渉条件

一、武装解除ニ当リテハ都市等ノ権力モ一切「ソ」軍ニ引渡ス
二、其他後方補給ノ為　軍隊軍需品ノ大ナル移動ヲ行ハズ　但シ局地的ノモノハ差支ナシ
三、国軍ハ日本軍隊ノ名誉ヲ重ンズ　之ガ為将兵ノ帯刀(剣)許可シヌ武装解除後ノ取扱モ極力丁寧ニス解除後ノ将校ノ生活？ハ成ルヘク今迄同様トス(食事並ニ當番使用ノ如シ)
四、治安ノ間隙ナカラシム　之ガ為港内要地等ニ於テハ「ソ」軍軍隊ガ進駐シ　警備其ノ他ノ為得ムニ至リ全兵力ヲ日本軍ニ於テ實質的ニ武装解除ス　従ツテ此ノ間ノ警備ハ日本軍ニ於テ担当ス
五、關東軍司令部ノ武装解除ハ全兵力ノ武装解除後ニ於テ之ヲ為ス　此ノ間通信機関連絡用飛行機自動車ノ使用差支ナク　日本軍ノ要求ニ依リ「ソ」軍ニ於テモ飛行機等ヲ日本ニ差出ス
六、武装解除後ノ日本軍隊ノ給与ハ自隊ニ於テ之ヲ行ヒ之ガ為食料運搬ノ自動車ノ使用等ハ概ネ現在通実施ス　給与ノ定額ハ概ネ現在程度ナリ
七、鉄道ハ速カニ赤軍ノ管理ニ移シ食料輸送ノ為　必要時等ニハ…[102]

(99) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 24.
(100) 堤不夾貴「北千島方面兵団の終戦」(前注35参照)、25頁。
(101)『故樋口季一郎遺稿集』(前注70参照)、119頁。
(102)「19(11) 達方面 ソ軍ノ提示セル条件ノ件」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ四』(前注51参照)。

この「ソ軍ノ提示セル条件」と前出の要求書と比較してみると、その内容は戦役終結後の武装解除や管理運営により力点が置かれているものの、基本的なトーンに変化はない。日本側が見た条件は、これに近いものであったと考えるべきだろう。

こうした要求に対し、堤師団長は「敵の命令(？)を拒否するに決し、再度参謀長を敵方に派遣し、北千島日本軍最高指揮官署名」の声明書を渡したと回想している[103]。つまり、先の会談において柳岡参謀長らがまとめてきた停戦妥結は、堤師団長によって反故にされたわけである。「戦史叢書」はこれを受けて「師団長はこの報告を聞き、停戦は承認したが、武装解除は承認しなかった」[104]としている。だが、ソ連側の「戦闘行動日誌」に日本側の承認拒否については記載されていない。また、こうした師団長の決定に対し、杉野巌は「愚痴に等しき一感想」としつつ、「斯の如き情況の際の指揮官の処置は意地や面ずに捉はれず冷静に処置し、いやしくも部下を犬死さす様な結果にならぬ様反省すべきであると思考す」[105]と批判している。

こうして一度は停戦が成立したと思われた20日朝、約定に従い幌筵海峡(第二クリル海峡)に向かいつつあったソ連軍艦3隻(警備艇キーロフ、ジェルジンスキー、機雷敷設艦オホーツク)が日本側守備隊の砲撃を受けるという事態が発生した。日本軍はこうした形で交渉結果に対する拒否を明らかにしたわけである。ソ連側がこれを「日本側は停戦協定をやぶり反撃の準備をしているものと考えた」[106]のも無理からぬことであった。

だが、「戦史叢書」では、この事件は19日朝のことになっている。

> 八月十九日朝七時ころ、ソ連艦艇三隻が再び幌筵海峡北口に接近してきた。潮見崎にあった海軍第五十一警備隊は高角砲をもってその進路前方に射撃を加え警告を発し停船を要求した。ところが三隻は一斉に砲門を開き片岡飛行場を射撃したが、約一〇分後、わが艦攻二機が離陸するに及んで、急ぎ反転霧の中に退去した[107]。

とはいえ、「戦史叢書」にその論拠として示された「陸軍大尉澤田八衛(第九十一師団副官)、陸軍中尉高橋慶一(第八十八師団副官)、海軍少尉横山宏(当時第五十一警備隊副官)回想」は具体的な文書が存在しない。筆者が防衛研究所戦史室においてその所在を確認したところ、これは「戦史叢書」の編者が当事者に電話などで確認したものにすぎないという[108]。ソ連側の記録(日本側が停戦協定を遵守しなかった)を訂正するための根拠としては薄弱だと言わざるを得ない。また「(20日)突如海岸線付近に砲弾が炸裂し始めた。大口

(103) 堤不夾貴「北千島方面兵団の終戦」(前注35参照)、25頁。
(104)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、578-579頁。
(105)「杉野巌の回答書簡」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ八』(前注36参照)。
(106) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 26.
(107)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、578頁。
(108) 防衛庁防衛研究所戦史部主任研究官(当時)菊田慎典からの教示。なお、「戦史叢書」にはこの種の「典拠」が少なくないとのこと。

径の榴散弾らしい。腹に響くような音だ。驚いて戦車まで引き返す。発射方向から判断するとどうも味方のもののようだ。数十発発砲していた。敵上陸の誤報で海峡付近の砲兵が発車（ママ）したものであろう」[109]。という篠田民雄の回想も無視できない。また、停戦合意に従い海峡に接近したというソ連側の記述の方が合理的であり、前日（19日）の朝にソ連軍艦が海峡に接近するのは不自然である。

この点については、中山隆志も「この事件の発生を、防衛研修所戦史室『北東方面陸軍作戦＜2＞』においては十九日としているが、ソ連側戦史その他の資料及び前後の関係から見て二十日であろう」[110] と述べている。

7. 大本営と第５方面軍・関東軍の対応

さて、ここで占守島から視点を切りかえ、ソ連軍の占守島強襲という事態に対し、日本軍の上層部はどのような反応を示したのかを順を追って確認していこう。

まず、第一報（達参特電第20号）が大本営に届いたのは18日午前6時であった。

> 今十八日？未明占守島北端ニ敵（現地ノ報告不明ナルモ蘇軍ナルガ如シ）ノ一部上陸シ第九十一師団ノ一部モ亦タ之ヲ邀ヘテ自衛的戦闘実施中ナル処敵ハ曩ニ停戦ヲ公表シ乍ラ此ノ挙ニ出ヅルハ甚ダ不都合ナルヲ以テ関係機関ヨリ速カニ折衝セラレ度上申ス[111]

発信者は達部隊、すなわち第5方面軍である（達は第5方面軍の暗号名）。電文中の「停戦ヲ公表シ乍ラ此ノ擧ニ出ヅルハ甚ダ不都合ナルヲ以テ」という一節から、第5方面軍は「すでに連合軍との停戦合意が成立している」との誤謬を抱いていたことがわかる。彼らはこの時、ソ連軍の軍事行動が現地部隊の独断的な暴挙であると考えていたようだ[112]。確かに、粗雑で無謀な占守島上陸作戦に対しては、こうした誤解が生じる余地は充分に存在した。しかし、後述するように、この誤解は停戦交渉に深刻な結果を招くことになる。

第5方面軍からの上申を受けた大本営は、直ちに「マッカーサー」司令部に電信を送り、「至急停戦スル様指導アリ度」[113] と要求した（大本営発第12号）。しかし、これは功を奏さなかった。長谷川によると、マッカーサーは15日にすでに、「『日本軍にたいする攻撃的行動を停止する』ことを要求する『訓令』を発した」ものの、ソ連側の抗議を受けたため、「統

(109) 篠田民雄「占守島戦車隊の戦斗」『会誌（一）』（前注93参照）、31頁。
(110) 中山隆志『一九四五年夏』（前注18参照）、2001年、219頁。
(111)「45(3) 蘇軍占守島攻撃開始ノ件」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ三』（前注51参照）。
(112) 一方で（ママ）、司令官・樋口季一郎の『遺稿集』（前注70参照）には、「私は当然それはソ連極東最高指揮官の意図に基ずく（ママ）ものと確信した。ソ連に於いては、独断専行が無いのであり、それが彼等の長所であるからである」（118頁）とあることも付記しておくべきだろう。ただ彼の述懐が事実であったとしても、こうした司令官の思惑がどの程度幕僚に伝わっていたのかは不明である。
(113)「50 占守島攻撃ニ對スル抗議ノ件」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ三』（前注51参照）。

合作戦本部はこの件でソ連と紛争を起こすことは好まず」「これは訓令ではなくたんに情報として送られたものだ」と、ソ連側に伝えていたからである[114]。

さらに大本営は、第5方面軍司令部と関東軍総司令部に対し、8月19日付で大陸指第2546号を送った。この指令は、両司令部に対し「局地停戦交渉及武器ノ引渡等ヲ實施スルコトヲ得」との指示を出し、「交渉ニ關シテハ關東軍總司令官ト密ニ聯絡スルモノトス」としていた[115]。

この「局地停戦交渉」という文言は、すでに上層部では停戦合意が成立しているという誤謬をさらに深めるものであった。しかしながら、実際には大本営はソ連軍との交渉を一切行っていない。1945年の日ソ戦においては各戦場の「局地停戦交渉」だけが存在した。また、大本営は第5方面軍からの状況報告を受け取っても返答をしていない。前掲の『聯合軍トノ折衝關係事項』を管見する限りだが、この時に大本営が注視していたのは敗戦後の国体や陸海軍の見通しや、南方方面や台湾などに展開中の大兵力の状況であった。

第5方面軍は、ソ連軍の不法攻撃を「現地部隊の暴走」と判断していたこともあり、現地部隊に対して武装解除を拒否するように命令していた。第5方面軍が大本営に当てた電文(達参特電第37号)を見ると、それがわかる。

> 三、現地部隊交渉ニ關シ軍トシテモ其ノ内容ハ戰鬪停止ニ關スル事項ノミニ止メ武裝解除等ニハ及バシメザル如クシ且敵ノ戰鬪行動停止後地歩ノ擴大乃至ハ不法攻撃等ノ行動ニ出ヅルコトアルベキヲ顧慮シ協定ニ關シ確約ヲ与ヘシムルト共ニ部隊戰備ヲ愈〻厳ナラシメ敵ノ不法行動ニ方リテハ其ノ位置附近ニ於テ断固自衛行動ヲ敢行スル如ク指導シアリ…[116]

樺太の国境地帯・気屯において行われた日ソ停戦交渉についても「方面軍ハ第八十八師団ニ対シ停戦後ニ於ケル処置ハ中央ノ指令ニ依リ行フベキモ要求ハ直チニ応ジ難シ敢テ攻撃等ヲ行フ場合ハ現陣地ニ於テ交戦ヲ辞セザル旨通告スル如ク」[117]と指示を出していた(達参特電第151号)。ここで拒絶事由として挙げられた「中央ノ指令ニ依リ行フベキ」の一節は、相手の上層部に不法攻撃を抑えさせるべきだという意味である。

こうした占守島での戦況と第5方面軍による交渉引き延ばしは、ソ連側の総司令官ワシリエフスキー元帥(Akeksandr Mikhailovich Vasilevskii)に怒りと焦燥をもたらしていた。そして、それは満州におけるソ連軍と関東軍との折衝の場に影響していた。

占守島で交渉が始まろうとしていた8月19日、関東軍の総参謀長・秦中将も、ようやくワシリエフスキー元帥と直接交渉の場を持つことができた。この席で、元帥は「クリル諸

(114) 長谷川『暗闘』(前注43参照)、454頁。
(115)「53 蘇軍トノ局地停戦ノ容認ニ關スル指示」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ三』(前注51参照)。
(116)「11(9) 達方面ノ戦況並ニ戦斗行動停止状況ノ件」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ三』(前注51参照)。
(117) 同上。

島における戦闘停止」を要請している。スターリンへ宛てた報告には「クリル諸島防衛の日本軍指揮官に対し、同島占拠に努めるソ連軍に対する戦闘は無意味である旨、伝達されたいとの本官の要請に対し秦将軍は、この問題を直ちに日本の司令部に報告すると確約した」[118]とある。

元帥の要求は、關總参戦電第1045号として直ちに第5方面軍に伝えられた。この電文は「小官本十九日東「ソ」軍最高指揮官「ワ」元帥ト会見ノ際北東方面ノ戦闘ガ終息セザリシヲ心痛シアル旨述べ小官ニ斡旋方依頼アリタリ至急処置セラレ度」というものであった[119]。

不幸なことに、先述の誤認をひきずったままの第5方面軍は、この「心痛」の意図を取り違えてしまう。つまり、ワシリエフスキー元帥もまた、友軍の暴挙に苦慮しているのだと解したのである。第1045号の返電である達参特電第45号には「当方面軍ノ正面ニ於ケル「ソ」軍ノ不法行為ハ誠ニ目ニ餘ルモノアリ」「彼ハ「上司ノ命令ナリ」トシ我ガ儘勝手ナル不法行為ニ出ヅル」とあり、「敵側最高指揮官ヲシテ然ルベク厳命ヲ発セシムルノ要アリ」として、暴走するソ連軍を元帥に止めさせるよう「折衝方配慮相煩ハシ度」と関東軍に要請している[120]。

その結果、第5方面軍は関東軍からの期待に完全に相反する指示を現地部隊へ下達したのであった。関東軍の通信文も曖昧で、第5方面軍の誤謬も無理からぬことであるが、そもそもの問題は、戦火から遠い札幌の司令部に停戦交渉をまかせたことにもある。

その後の顛末は「第五方面軍作戦概史」の中で、次のようにまとめられている。

> 二〇日關東軍ハ「北東方面ノ戦斗ヲ速カニ停止」スベキ蘇軍極東方面最高指揮官「ワシリエフスキー」元帥ノ要望ヲ通ジ來リタルノミナラズ翌二一日ニハ大本営ヨリ満州派遣中ノ朝枝参謀ヨリ「自衛行動ニ名ヲ仮リテ(ママ)戦斗ヲ続クルトキハ尓後満洲及北東方面ノ将兵ハ名状スベカラザル痛苦ニ遭遇スヘシ」トノ烈々憂国ノ警告アリ、方面軍亦同ジ心ニ憂慮シ二〇日大命ニ基キ「一切ノ戦斗ヲ即時停止敵ニ接触シアルモノハ兵団毎ニ局地停戦交渉ノ上武器引渡ヲ實施」スベキヲ命ズ[121]

おそらく、21日に朝枝参謀からワシリエフスキーの「憂国ノ警告」を伝えられて誤解に気づいたのであろう。ここでは20日に即時停止命令を出したことになっているが、上記の関東軍との電文をみるかぎりでは、20日の段階で停戦命令は出ていない[122]。実際、北千島

(118) ワシリエフスキーからスターリン宛「日本軍の抵抗の停止および、これを大量捕虜とする件につき、極東ソ連軍総司令官から最高総司令官宛の報告書」。これはレビュアーからのご教示によることを付記する。
(119)「11(11) 北東方面ノ戦斗ニ対スル「ワシリエフスキー」元帥ノ所見ノ件」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ四』(前注51参照)。この電信の発信時刻は20日7時45分と記録されている。
(120)「11(10)「達」方面ノ「ソ」軍不信行動ニ關スル件」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ四』(前注51参照)。この電信の発信時刻は20日15時00分と記録されている。
(121) 田熊利三郎「第五方面軍作戦概史」(前注38参照)。
(122) 20日23時55分で発信された達参特電第53号では、樺太の真岡・古平(ママ)方面における軍使の射殺事件を報告し、再び「関東軍総参謀長ヲ通ジ速急「ワ」元帥宛折衝等ノ方法取計ハレ度」としている。

でソ連側に即時停戦の意向が伝わるのは21日夜のことである。

こうした経緯に対し、「朝枝参謀の電文は感情的であり」「満洲、関東軍の実情を見ても」「本国からの指令どおりの処置にあまり変わりがなかったように思います」という見解がある[123]。確かに、大本営は19日付で出した大陸指第2546号は遅きに失した感があり、これが停戦プロセスを遅滞させた一因であることは疑う余地がない。 また前述の大陸指では時刻は明記されていないので、19日の命令を即座に下達しなかったとしても、彼らが「命令どおりの処置」から逸脱したわけでもない。とはいうものの、18日16時と停戦時刻を千島樺太に速達した「大陸命第1382号」とはトーンの違いは明らかだし、北千島における停戦受諾時刻「21日21時40分(日本時間では19時40分)」も、これだけでは説明がつかない。

また、第5方面軍司令官の樋口は、交渉前後の事情について以下のように回想している。

> 千島、樺太の停戦は直接に交渉を持つ関東軍司令部とソ軍司令官の交渉を通ずる以外に方法がなかったのであり、それが軍事常識であるべきであった。…［中略］…この辺の事情を記述することは実に不愉快千万である。関東軍は「何故停戦せぬか、第五方面軍が頑張るから、関東軍が困って居る」と打電して来る。この間苦労に苦労を重ねたものが、第八十八師団長峯木中将であった[124]。

この回想には前後の事情に明らかな矛盾があるものの[125]、「第五方面軍が頑張るから、関東軍が困って居る」という事態を「不愉快千万」としている。少なくとも、第5方面軍側は「関東軍によって降伏を強いられた」と考えていた(あるいは考えたかった)ことは確かである。こうした事情は、1945年8月の日ソ戦争全体を再検証していく中で、関東軍の停戦プロセスとの整合性をさらに精査して行く必要があろう。

8. 戦闘の終結

さて、占守島での武装解除は上記のような事情で下命されるわけだが、それを待っているはずのソ連側の戦史には、腑に落ちない部分が多く出てくる。バグロフによれば、この背信行為がソ連軍の「総攻撃」のきっかけだったとされている。

> その時、上陸軍は、日本守備隊の降伏を待つべく自らの位置にとどまっていた。第2クリル海峡における敵の狡猾な行動が明らかになった時、上陸軍は憤激の感情を抱いた。日本の軍国主義者による背信行為への返答として、13時に攻勢に転じた。(水兵の攻勢)は敵の非常に強力な防衛施設ですら防ぐことができないほど大きなものだった。敵は5～6キロメートルも島の奥地まで撃退された。

(123) これはレビュアーからの指摘である。
(124)『故樋口季一郎遺稿集』(前注70参照)、120-121頁。
(125) 樋口の回想では北千島の部隊は19日に早々と武装解除に応じたことになっており、それゆえ「苦労」を重ねたものは樺太の部隊のみになっている。

同時に、第128航空師団がカタオカとカシワバラの基地に集中的な打撃を加え、航空機61機が両海軍基地に211発の爆弾を投下して、深刻な被害の原因をつくった。

ソ連軍上陸部隊の断固たる行動は、日本人たちの目を醒まさせる結果となった。第91歩兵師団指揮官のツツミフサキは我々の司令部に対し、「北部クリル諸島の日本軍はあらゆる軍事行動を停止し、武装を解除し、ソビエト軍の捕虜となる」ことを通告してきた(126)。

後続するソ連側の戦史記述はほぼこれを踏襲している。

勝利への困難な長い道のりは、めでたく終わりを迎えた。しかし、敵の狡猾さがまた現れた。8月20日に我々の船が第二クリル海峡に入った時、日本人が砲撃を始めたのだ。D. G. ポノマリョフ指揮官(Domitrii Grigorievich Ponomarev)は「砲撃しろ！」と命令した。我々の船の正確な射撃は、挑発者の迷いをさました(127)。

次の日の朝、第二クリル(幌筵)海峡にあった私たちの船舶部隊は、突然砲撃を受けた。日本人は卑怯にも約束を破った。占守の歩兵部隊もまた攻撃するしかなかったので、海岸から5～6キロまで敵を追い込めた。それは日本人の迷いを醒ました(128)。

ただ、これらは明らかに、前述のバグロフの言い換えに過ぎない。

この件について戦闘行動日誌は「グネチコは12時に、飛行機によって爆撃するように命令。片岡と柏原を爆撃」したことを簡単に述べているだけである(129)。しかし濃霧に閉ざされた8月の占守島で、爆撃が大きな成果をあげたとは思いにくい。また、上陸部隊の行動記録には「21日までは戦闘が行われなかった」(130)ことや、「8月21日の終わりまでにあらゆる火砲が揚陸された」(131)ことが報告されている程度である。加えて、戦闘行動日誌中の日本側の人的損害が「18日の戦闘における被害(21頁)」にある234名が、「18日から28日まで(99頁)」でも全く同じ234名であることに注目すべきであろう。ちなみに「戦闘行動日誌」に具体的な損害が報告されるのは18日に関してのみである。さらに言えば、砲兵隊長の加賀谷も「午前午後三度もソ軍から軍使が来たり軍から戦斗停止の軍命令が来ないかと催促を受けました」(132)としているように、日本側の証言は20日のソ連軍の攻勢に全くと言っていいほど触れていない。18日の戦闘に関しては、かなり具体的な戦闘経過が描かれるのとは対照的である。端的にいえば、18日以降の戦闘はあったとしても散発的なものであり、まして20日に本格的な戦闘が展開した可能性は極めて低い。

結論としては、これは「戦闘による勝利」を演出しなければならなかったソ連側戦史の捏

(126) *Багров*. Южно-сахалинская и Курильская операции (前注8参照). С.98-99.
(127) Капитуляция Японии // Курильский рыбак. 24. 08. 1985.
(128) Курильские Десант // Красная звезда. 18. 08. 1985.
(129) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 26.
(130) Там же.
(131) Там же. С. 27.
(132)「加賀谷睦男の回想録」『千島地上作戦聴取資料　十分冊ノ三』(前注36参照)。

造と判断すべきであろう。

これ以降の停戦交渉には、それほどの紆余曲折は見られない。

> 翌21日の朝7時、グネチコは軍使を送り堤師団長に要求書を手渡した。「柳岡さんが署名した停戦協定を、あなたは守っていません。8月20日、貴官の軍隊は私の船を砲撃しました。私の船は何も戦闘することを予定していなかったのに。これは占守島に駐屯している兵士が抵抗をする(続ける)という意思表示とみなします。私も北クリル諸島を占領しなくてはならないという命令を受けています。しかし無駄な流血を防ぐためにもう一度、降伏の命令を出すように提案します。貴官の回答をお待ちしております」。
>
> 21時40分。堤師団長から回答が届いた。「日本側は戦闘を中止する。武装解除して投降する」[(133)]。

この間に日本側でどのような方針転換が存在したのかは先に述べたとおりである。関東軍から「憂国ノ忠告」を聞かされた第5方面軍は21日に「即刻無条件戦闘停止」を第91師団に打電し、占守での戦闘は終幕を迎えた。

ちなみに、「戦史叢書」のまとめるこの停戦交渉の終焉は、前述のように歯切れが悪い。

> 八月二十一日参謀長抑岡(ママ)大佐は軍使長島大尉およびソ軍将校数名を帯同して大観台に帰還した。ここで再び交渉が行なわれ、師団の企図する方向に交渉がまとめられた[(134)]。

第5方面軍は、22日15時に参謀次長宛に発信した達参特電第70号において「二、北千島方面／目下折衝中ナルモノ如ク未ダ報告ニ接セズ」[(135)]としているが、現地では停戦合意がすでになされていた。戦闘行動日誌には「22日、23日の戦闘行動」において、武装解除の状況が報告されている[(136)]。

また、堤師団長が投降文書に調印する場面については、状況に照らせば、アクシンスキーによる一節がある程度真相に近いと思われる。

> この後、我々のボートは第二クリル海峡を渡り、クリル諸島における日本軍北部集団の司令官ツツミフサキ中将の司令部が置かれていたカシワバラの海軍基地に向かった。彼らとの会見の場で、ボロノフ中佐は私[グネチコ]の降伏命令に対する明確な返答を要求した。中将はソビエトの代理人をさして重要とは思えない議論に巻き込もうとしたが、ボロノフはこれを避けて、もう一度最初の質問をした。
>
> 「<はい>か<いいか>です。将軍閣下。」
>
> 同意の返事があった。宣誓を強いられた時、彼はわずかに言葉を変えた。ソビエト

(133) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 27.
(134)「北千島の対ソ戦」(前注1参照)、580頁。
(135)「27(8) 樺太及北千島方面 停戦状況進捗状況ノ件」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ四』(前注51参照)。
(136) ВКОР. Журнал...(前注30参照). С. 28.

上陸作戦司令官の命令に同意し、私(グネチコ)との会見により日本軍の武装解除に関する命令に自ら署名する、と。彼はさまざまに「降伏」という言葉を口にするのを避けた(137)。

この文中の「さして重要とは思えない議論」は、方面軍の指示である「即時停戦」後の「武装解除」のことであろう。同様に、師団長がなぜ「降伏」という言葉を避けたのかも、彼が受けた命令に照らせば容易に理解できよう。8月24日には各部隊の武装解除がおこなわれた。翌日に第5方面軍が発信した北部電第927号が、北千島に関する最後の報告であった。

北部電　第927号　北千島ニ於ケル局地停戦等ニ關スル状況左ノ如シ

一、占守島幌筵島所在部隊(車砲砲台高射砲火薬分散彈藥ヲ除ク)ノ武器引渡シハ24日夕ヲ以テ完了セリ
二、温禰古丹島捨子古丹島春牟古丹島等ノ各所在部隊ノ武器引渡ハ二十四日先部隊参謀ノ「ソ」軍艦ニ同乗ノ上現地ニ赴キ数日中ニ完了ノ豫定
三、帯刀剣ハ将校ノミ許サル下士官兵ハ當分許可セラレズ
四、地方民ノ生命財産ハ危害ヲ加ヘザル如ク保證シアリ日魯漁業会社ノ關係者ハ目下安全ナリ
五、全般ニ友好的ニシテ諸事順調ニ進捗シツツアリ(138)

その後、グネチコらは水津参謀を同席させて中千島の松輪島に向かい、26日には同島の歩兵大隊の武装解除、さらに28日にはウルップ島の武装解除も行われた。堤師団長の回想録は、この松輪島の武装解除にも言及しているが、ここに彼らの心情が代弁されている。

二十六日、早朝から松輪守備隊の武装解除が行われた。守備隊約三千、武器一切が整然と並んでいる。武器引渡しの始まるに当つて上田大佐は「決して降伏したのではない。天皇陛下の命によって武器を引渡すものである」旨をとくに蘇側の通訳をして参謀長に告げしめた。まことわれわれの気持ちはまさにこれであった。アメリカには敗れたが、ロシヤには決して敗れたと思っていない。ただ陛下の命のまにまに行動するだけなのである(139)。

「決して降伏したのではない」「アメリカには敗れたが、ロシヤには敗れていない」という心情は、彼らとしては無理からぬものであったろう。

結論

本稿では、1945年8月における占守島での軍事行動について、以下のことを述べてきた。

①ソ連軍の作戦行動は、日本の降伏という機会に乗じるために、カムチャツカ防衛軍の

(137) *Акшинский*. Курильский десант (前注9参照). С.129.
(138)「43(3)」『聯合国トノ折衝關係事項 其ノ五』(前注51参照)。
(139) 堤不夾貴「北千島方面兵団の終戦」(前注35参照)、40頁。

現有兵力をもって機会主義的に立案・実施されたものであった。ソ連軍は当初から強襲上陸を前提に作戦計画を進め、無血占領などの可能性は考慮に入れていなかった。

②北千島の日本軍守備隊は、ソ連軍の強襲上陸を察知し、当初予定していた無抵抗の方針を急遽覆して水際での迎撃を決意した。だが、日本側戦史においては、交戦に積極的だった幕僚たちの証言によって、その事実が隠蔽された。また、この方針転換には第5方面軍司令官であった樋口季一郎の意向が反映していた可能性が高い。

③ソ連軍の攻勢が功を奏した時間は、まさに日本軍が停戦刻限としていた「18日16時」であり、これが戦闘結果を左右する要因となっていた。日本側の前線ではこれを連合国との合意事項と誤解しており、ますます相手側への不信感を強めたが、これは大本営が命令伝達時刻を勘案して定めたものに過ぎなかった。

④19日夕刻に行われた最初の停戦交渉において、柳岡参謀長らがソ連軍の提示した降伏に一旦は同意したものの、後に師団長がこれを拒否したことになっている。しかし、それは北海道・札幌にある第5方面軍の指示によるものであった。

⑤大本営は現地(樺太・千島など)におけるソ連軍との交渉を「局地停戦交渉」としたが、実際はソ連軍との軍事衝突の収拾はこれ以外に存在していなかった。現地部隊は何らかの合意事項が存在するものと考えていた。

⑥第5方面軍による自衛戦闘継続(降伏の拒否)は、樺太・千島におけるソ連軍の作戦行動を「現地部隊による暴走」と誤解していたためであった。この誤解は関東軍とワシリエフスキー元帥との停戦交渉にも影響を与えていた。

⑦ソ連側戦史では、日本の停戦拒否を背信行為と見なし、翌20日に総攻撃を行い、日本軍を屈服させたことになっているが、日本軍将兵の証言に照らしても、20日にソ連軍の総攻撃があった事実は認められない。19日以降には、日本側の武装解除に至るまで本格的な戦闘はなかったとみるべきである。

①に関しては、スラヴィンスキーや長谷川毅をはじめとして、すでに多くの指摘があり、本稿は雨後の一滴にすぎない。「占守島を占拠することが目的であったならば、単に使者を派遣するだけで済んだ」にもかかわらず、不利な条件でわざわざ強襲上陸を敢行させた理由は想像するしかない。だが「使者を派遣するだけで済む」と考えるのは、爾後の成り行きを俯瞰できる後世の人間だけである。当時のソ連側の視点では、「日本軍が素直に投降しない可能性」を考慮するのはむしろ当然であり、他戦場の動向をみてもそう悲観する材料も少なくはなかった。その意味で、「この戦闘が千島を獲得するために無用な血を求めたスターリンの野望によって強いられた」という日本側の巷説については、若干の違和感がある。

②については、日本の戦史記述が「自衛戦闘」の正当性を強調するために、師団司令部の

証言に迎合し、前線将兵の証言に耳を傾けていないことに注視すべきである。一方で、「戦史叢書」が自衛戦闘の語義を故意に曖昧にしていることも無視できない。第91師団は大陸命第1382号によって「自衛戦闘であれば18日16時まで」とされているにもかかわらず、「戦史叢書」では方面軍命令によって「18日16時に自衛戦闘に移行」したことになっている。しかして、19日の第1回停戦交渉では、日本側は「自衛戦闘を敢行した」という声明文をソ連側に手交している。つまり、自衛戦闘なる語を都合のよいように使用している。

だが、そもそも自衛戦闘とは何か。実のところハーグ陸戦協定にもその定義はない。とはいえ、大陸命第1382号によって留保された「已むを得さる自衛戦闘」とは、主旨を鑑みれば明らかに、最低限の自衛権――自らの生命を不当に脅かす者に抗う権利である。はたして「ソ軍を水際に殲滅する」という戦闘方針がこれと合致しうるのか。答えはおそらく「ノー」であろう。ただ、前線の将兵は自らの尊厳や生命を守るために戦う必要があったのではないか、とも思える。ソ連軍の意図は強襲であり、そのような非常識ともいえる攻撃を受けつつある時に、無抵抗が最上の策であったとも考えにくい。問題は戦史の段階でこれを曖昧にしたことであろう。

③については、18日16時という停戦期限が大本営の独断で定められ、それが現地部隊の行動を大きく制約した事実に注目すべきである。この時刻は「いつ戦争が終わったのか」を考える上でも重要である。「日本の降伏を好機として」「北千島の占領」をめざしたソ連軍の攻撃は強く批判されるべきだろう。だが同時に、それを「終戦後の攻撃」とするのも適切ではないと考える。仮にこの戦闘を終戦後とするならば、彼らがいかなる理由で「18日16時まで」の自衛戦闘を強いられたのかを説明できない。

その意味で、筆者もまた、日本の戦争記述が先になすべきことは、佐藤卓己らの指摘する「8月15日史観」の見直しだと考えている(140)。これは8月15日の玉音放送を言挙げし、あたかもこの時に日本の戦争が消滅したかのように総括する歴史観のことである。

停戦や降伏に際して、日本側の対応の遅さが、いたずらにソ連軍の蠢動を許したように筆者には思える。9月2日の降伏文書調印にいたるまでの日本側の対応は、はたして最善のものであったのか。それを批判的に検証する必要があるだろう。

④⑤⑥は、1945年の日ソ戦を考える上で大きな意味があると筆者は考える。第一に、日ソの停戦プロセスが現地では「上層部による合意」があると思われながら、実際には個々の「局地停戦交渉」としてなされたこと。その際に各交渉先との間に入っていたのが大本営ではなく、札幌の第5方面軍であり、彼らはソ連軍の行動を現地部隊の暴走と考えていたこと、それにより無為に停戦交渉が遅延したことに注目すべきである。いずれにせよ、前線司令部は十分な情報を与えられない中で「局地停戦交渉」を進めざるをえなかった。率直

(140) 佐藤卓己『八月十五日の神話』ちくま新書、2005年；佐藤・孫編『東アジアの終戦記念日』(前注21参照)などを参照のこと。

に言って、ソ連の攻撃にさらされていた「北方」にまで大本営は手が回らなかったようである。これも他戦場を含めて、改めて検証を深める必要があろう。

⑦については、改めてロシア側の研究の進捗を待つべきであろう。

日本側の戦史記述において、とくに第5方面軍の関与が伏せられてきた背景に、司令官樋口季一郎がソ連側から戦犯指定を受けたことがあるのではないか。樋口の伝記を上梓した早坂は「樋口の軍での遍歴を見れば、ウラジオストック特務機関員、ハルビン特務機関長、さらには第五方面軍司令官であり、ソ連にとっては対峙した『敵の大物』ということになる。特に元特務機関長という肩書きが、明確な戦犯対象となった」(141)としている。これに加え、ソ連側の視点から占守島での戦闘やその後の停戦交渉の経緯をみれば、確かに樋口が潔白だとは言いがたい。第5方面軍の幕僚や第91師団の堤師団長は、上官である樋口をかばうために、真実を明らかにできなかったのかもしれない。これに関しては、今後さらに検討を加える必要があろう。

最後に、占守島に対する最も新しい見解である浅田次郎と大野芳の対談記事に対して若干のコメントを加えることで本稿の結びとしたい。まず「日本人が善であって、ソ連が悪であるというような考え方は、僕ら戦後世代が書くべきではない」(142)という浅田の発言に深い共感を覚えたことを記したい。だがそれは、対談記事の表題－「終戦2日後に始まった『占守島攻防戦』が日本を護った」とは異なるものである。それには、彼我の双方に対して応分の配慮と批判を含む視点が必要だと考える。

大野芳はソ連時代のロシア語による戦史記述を「官製だから脚色されている」と批判しているが(143)、本稿で指摘したように、「戦史叢書」にも多くの疑問点・問題点が存在する。脚色という観点でいえば、日本側の戦史にも同様の批判は免れない。さらに浅田は「日本はソ連、ロシアに対して外交上の配慮をし過ぎていたんじゃないか」と述べているが(144)、外交姿勢はともかく、日本側の戦史が配慮していた相手は、むしろ自軍の旧高級将校であった。ロシア側にスラヴィンスキーやヴィシュネフスキーなど、自陣営の戦史を批判的に検証した成果がすでに存在することを考えるなら、日本側でも同様の視点から論を進める必要があることは明らかである。

また、浅田次郎は「終戦直前に始まり、止めようとしても止まらなかった満州の戦争と、終わってから始まった占守島の戦闘というのは全然意味が違う」(145)としているが、占守島

(141) 早坂『指揮官の決断』(前注23参照)、242頁。なお、最終的に樋口は訴追されていない。
(142) 浅田次郎・大野芳「特別対談 浅田次郎×大野芳：終戦2日後に始まった『占守島攻防戦』が日本を護った」『週刊新潮』2010年8月26日号、53頁。
(143) 同上。
(144) 同上。
(145) 同上。

の戦闘は「終わってから始まった」わけではないし、満州の戦争が「止めようとしても止まらなかった」理由の一端が、第5方面軍にあることを無視すべきではない。

あくまでも個人的な見解をいえば、占守島に関する研究事情は、固定化した日本の外交姿勢をよく象徴していると思う。ロシアとの外交問題の発火点でありながら、65年間にわたってほとんど研究が進捗していないという事実は、率直に言って異常である。少なくとも、この戦いが現状のように「知られざる」存在である限り、日ロの領土問題が円満に解決するとは思いにくい。

日本人がソ連による「官製の戦史」を受け入れがたいのも当然なら、ロシア人もまた、高級将校におもねるだけの、日本の「官製の歴史」を受け入れがたいのは当然である。過去の「官製の戦史」の検証は、お互いへの反感を煽るためではなく、相互理解を醸成・深化させるために必要である。それによって、双方が相手を批判すべき点、理解すべき点を明らかにし、歴史問題として討議すべき論点と、外交問題として処理すべき課題を個別に見つめ直すことが可能になるはずだ。

筆者は歴史を論拠として領土問題を論じるべきではないと考えている。だからこそ、歴史の研究は重要である。それは歴史をこれ以上外交問題の道具として利用させないために必要である。

確かに当事者の双方が納得できる戦争記述をつくるのは現実には不可能かもしれない。しかしながら、その姿勢や努力を決して怠るべきではない。そういう観点から、1945年8月の日ソ戦を、より包括的な視点から再構築する作業もまた急務であろう。

なお、本稿における見解はあくまでも筆者個人のものであり、筆者の所属する団体・組織を代表するものではないことを付記する。